



# 税 務 統 計

令和4年度版  
(2022年)

和泉市総務部税務室

# 目 次

## 1. 市の概要と財政

(1) 位置及び面積	4
(2) 人口・世帯数の推移	4
(3) 行政機構図	5
(4) 税務職員数	7
(5) 事務分掌規則	7
(6) 令和3年度一般会計予算額及び決算額	8
(7) 一般会計歳入歳出予算現額の推移	11
(8) 一般会計歳入歳出決算額の推移	13
(9) 市税決算額等の推移	15
(10) 市税税目別収入額と構成比の推移	19

## 2. 市 民 税

(1) 納税義務者数の推移（課税状況等の調）	21
(2) 所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調）	23
(3) 令和4年度課税標準額段階別所得割額等に関する調	27
(4) 市民税の調定額等の推移（決算）	29
ア 納税義務者数の推移	29
イ 調定額の推移	29

### 3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税の課税状況調（概要調書）	30
ア 納税義務者数の推移	30
イ 土地	31
ウ 家屋	33
エ 償却資産	35
(2) 都市計画税の課税状況調（概要調書）	36
ア 納税義務者数の推移	36
イ 課税標準額等の推移	36
(3) 国有資産等所在市町村交付金（決算）	37
(4) 固定資産税等の調定額の推移（決算）	38

### 4. 諸 税

(1) 軽自動車税の推移（決算）	39
ア 課税台数の推移	39
イ 調定額の推移	40
(2) 市たばこ税の推移（決算）	40
ア 令和3年度月別調定額等の推移	40
イ 売渡本数等の推移	41

## 5. 納 税

(1) 納期前納付報奨金の推移	42
(2) 督促手数料及び延滞金収入額の推移	42
(3) 口座振替利用状況の推移	43
(4) 市税証明発行件数等の推移	45
(5) 差押処分状況の推移	46
(6) 不納欠損処分状況の推移	47

## 6. 税 制

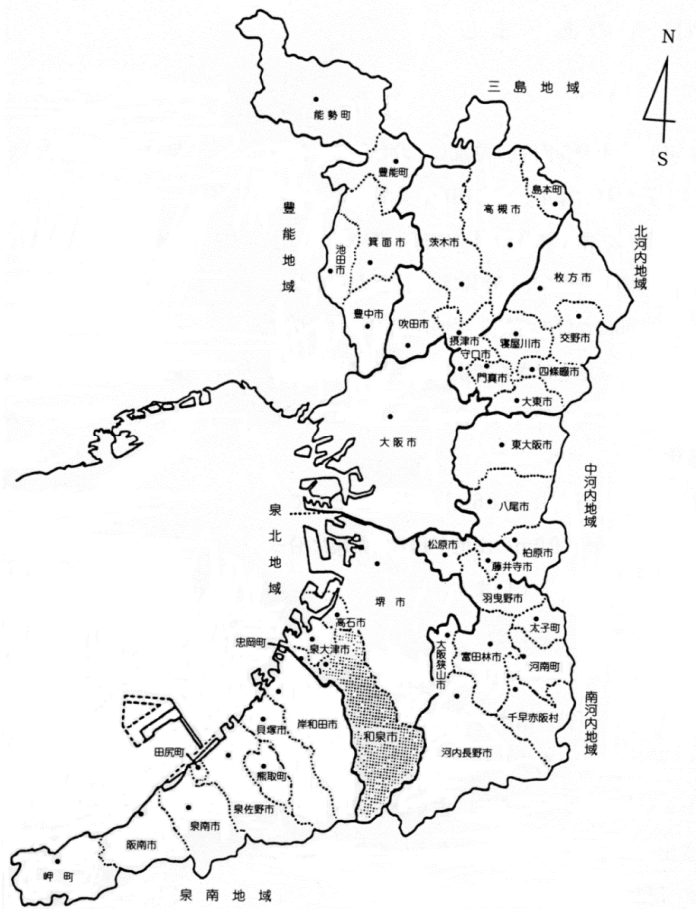
(1) 令和4年度和泉市税の税率	49
(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）	53
(3) 市町村税の税率等の推移	65
ア 市町村民税	65
(ア) 個人	65
(イ) 法人	91
イ 固定資産税	95
ウ 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）	104
エ 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）	104
オ 電気税及びガス税（電気ガス税）	107
カ 都市計画税	109
キ 木材引取税	111
ク 特別土地保有税	111

# 1. 市の概要と財政

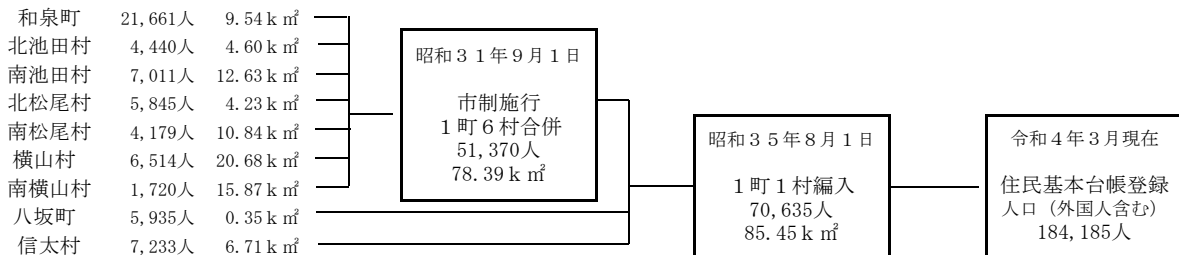
## (1) 位置及び面積

### 和泉市の位置

◎ 位置 (市役所)
東経 135° 25' 25"
北緯 34° 29' 01"
◎ 面積
84.98km <sup>2</sup>
東西 6.9 km
南北 18.8 km
◎ 海拔
最高 885.7 m
最低 9.2 m



### 市の変遷



## (2) 人口・世帯数の推移

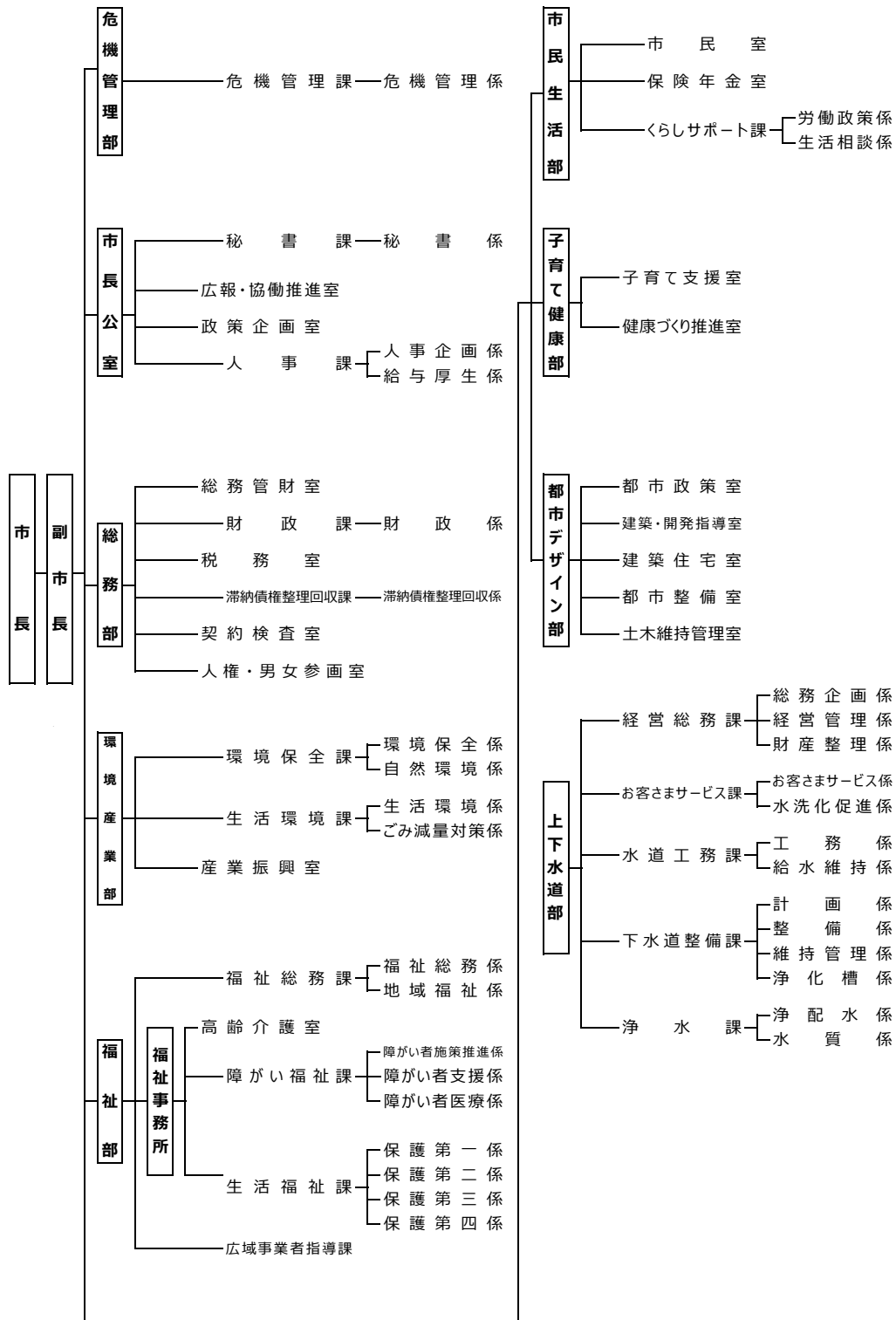
(単位：人、世帯、%)

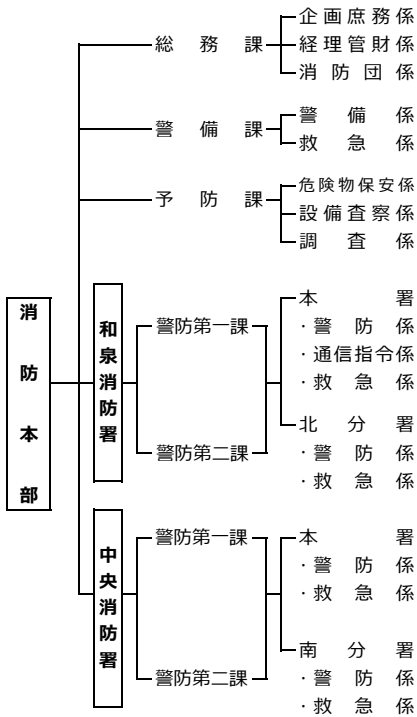
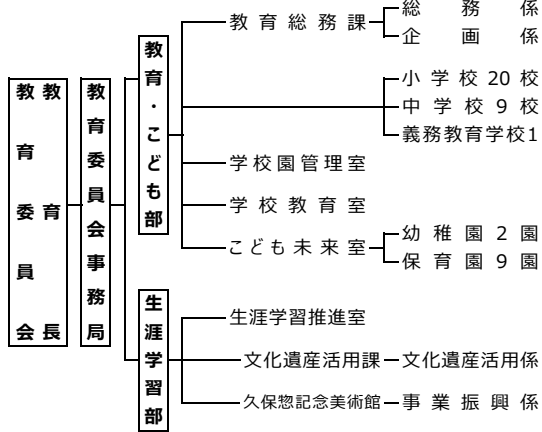
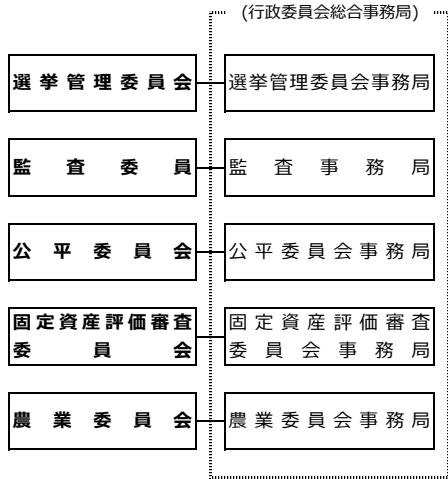
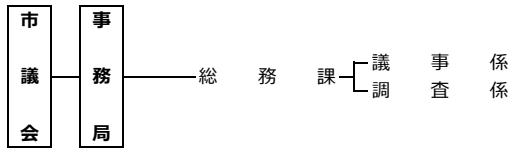
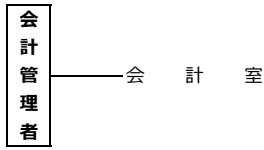
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	
人口	男	90,905	90,992	90,855	90,481	90,324	90,050	90,017	89,869	89,407	88,918
	女	96,203	96,287	96,311	96,120	96,046	95,886	95,873	95,921	95,406	95,267
	計	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185
世帯数	74,092	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885	80,526	80,900	
人口伸率	99.9	100.1	99.9	99.7	99.9	99.8	100.0	99.9	99.5	99.7	
人口密度	2,202	2,204	2,202	2,196	2,193	2,188	2,187	2,186	2,175	2,167	

(注) 各年3月末現在

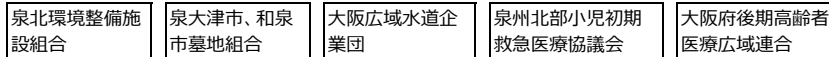
(3) 行政機構図

(令和4年4月1日現在)





(一部事務組合等)



## (4) 税務職員数

(令和4年4月1日現在)

担当	グループ	職 員 数								
		室長	課長	参事 (総括参事含む)	総括主幹	総括主査	主査	主任 (再任用含む)	主事	小計
資 産 税	家屋・償却	1	0	0	1	1	0	1	5	14
	土地					1	0	0	4	
	計	1	0	0	1	2	0	1	9	
市 民 税	市民税	0	1	0	1	1	0	2	1	12
	特徴・諸税					1	0	2	3	
	計	0	1	0	1	2	0	4	4	
納 税	納税管理	0	1	0	1	1	0	3	1	7
	計	0	1	0	1	1	0	3	1	
合 計		1	2	0	3	5	0	8	14	33

## (5) 事務分掌規則

(和泉市事務分掌規則抜粋)

## 税務室

- (1) 税制度の総合的な調査及び研究に関すること。
- (2) 税収の確保及び向上に係る企画立案に関すること。
- (3) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）の賦課、徴収等に関すること。
- (4) 市税等の審査請求及び減免に関すること。
- (5) 市税等に係る証明及び閲覧に関すること。
- (6) 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市税に関すること。
- (10) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (11) 罹災証明（火災に係るものを除く。）に関すること。



## (6) 令和3年度一般会計予算額及び決算額

ア 歳 入

(単位：円、%)

科 目	予算現額 A	決 算 額			
		収入済額 B	構成比	B-A	B/A
1 市 税	21,966,891,000	23,795,183,010	31.00	1,828,292,010	1.08
2 地 方 譲 与 税	321,165,000	342,343,000	0.45	21,178,000	1.07
3 利 子 割 交 付 金	30,000,000	27,576,000	0.03	△ 2,424,000	0.92
4 配 当 割 交 付 金	150,000,000	217,974,000	0.28	67,974,000	1.45
5 株式等譲渡所得割交付金	90,000,000	244,980,000	0.32	154,980,000	2.72
6 法 人 事 業 税 交 付 金	180,000,000	229,319,000	0.30	49,319,000	1.27
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,600,000,000	3,950,940,000	5.15	350,940,000	1.10
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000,000	29,502,900	0.04	△ 8,497,100	0.78
9 環 境 性 能 割 交 付 金	40,000,000	66,477,000	0.09	26,477,000	1.66
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *1	218,643,000	215,337,000	0.28	△ 3,306,000	0.98
11 地 方 特 例 交 付 金	680,000,000	395,026,000	0.51	△ 284,974,000	0.58
12 地 方 交 付 税	7,800,000,000	9,236,803,000	12.03	1,436,803,000	1.18
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,886,000	25,872,000	0.03	986,000	1.04
14 分 担 金 及 び 負 担 金	235,372,000	230,856,885	0.30	△ 4,515,115	0.98
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,172,059,000	1,097,734,465	1.43	△ 74,324,535	0.94
16 国 庫 支 出 金	24,008,790,000	21,664,700,212	28.22	△ 2,344,089,788	0.90
17 府 支 出 金	5,726,292,000	5,271,638,660	6.87	△ 454,653,340	0.92
18 財 産 収 入	547,925,000	138,784,402	0.18	△ 409,140,598	0.25
19 寄 附 金	882,300,000	858,740,847	1.12	△ 23,559,153	0.97
20 繰 入 金	5,511,791,000	1,077,889,693	1.40	△ 4,433,901,307	0.20
21 諸 収 入	513,369,000	782,132,631	1.02	268,763,631	1.52
22 市 債 金	9,537,100,000	6,422,200,000	8.37	△ 3,114,900,000	0.67
23 繰 越 金	442,911,000	442,911,301	0.58	301	1.00
合 計	<b>83,717,494,000</b>	<b>76,764,922,006</b>	<b>100.00</b>	<b>△ 6,952,571,994</b>	<b>0.92</b>

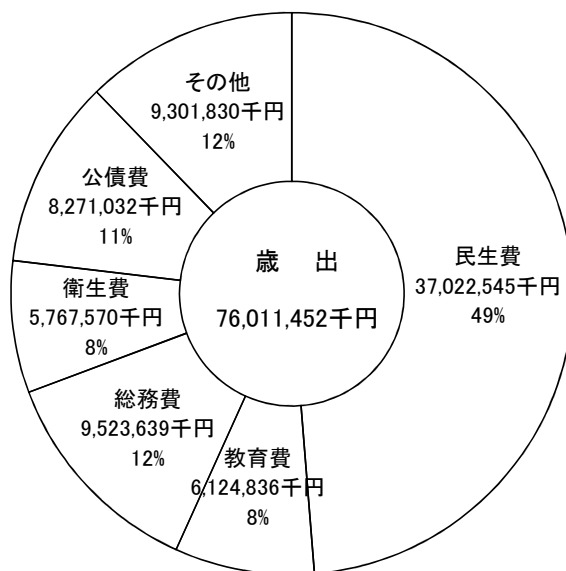
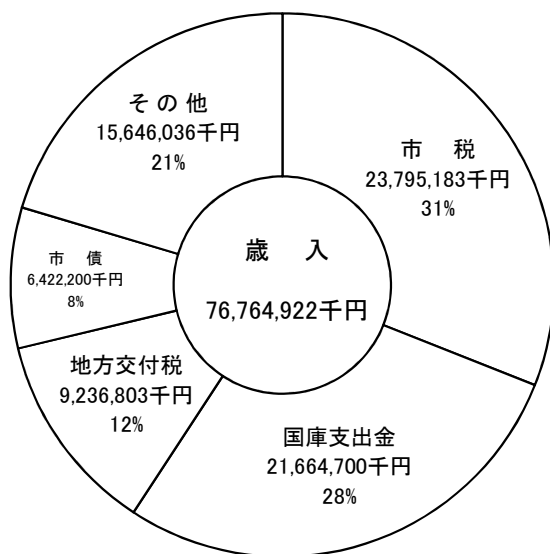
(注) \*1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

イ 歳 出

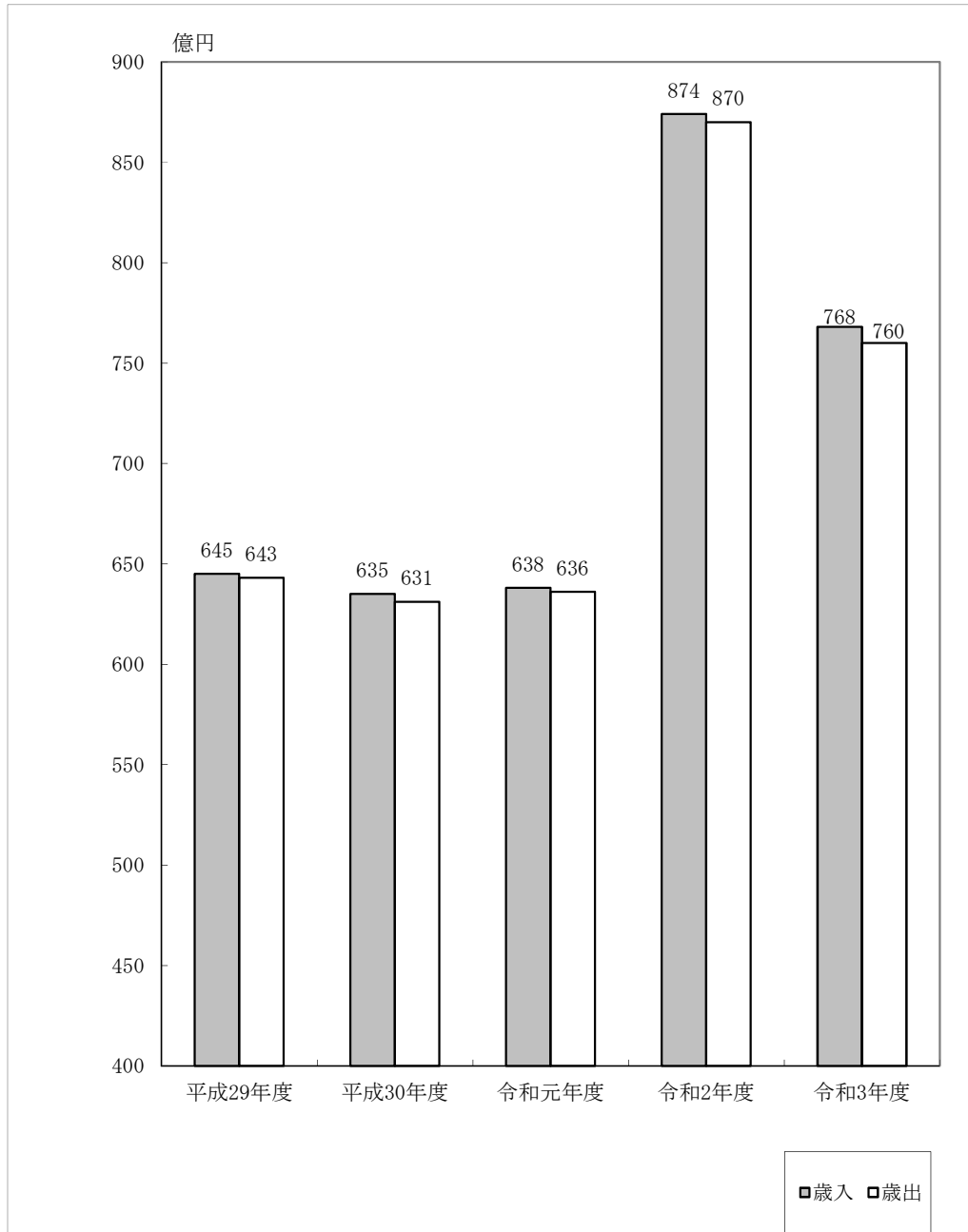
科 目	予算現額 C	決 算 額			
		支出済額 D	構成比	D-C	D/C
1 議 会 費	416,476,000	402,151,309	0.53	△ 14,324,691	0.97
2 総 務 費	10,573,322,000	9,523,639,337	12.53	△ 1,049,682,663	0.90
3 民 生 費	41,225,795,000	37,022,544,967	48.71	△ 4,203,250,033	0.90
4 衛 生 費	6,460,076,000	5,767,570,083	7.58	△ 692,505,917	0.89
5 農 林 水 産 業 費	625,591,000	558,307,540	0.73	△ 67,283,460	0.89
6 商 工 費	1,041,026,000	918,272,695	1.21	△ 122,753,305	0.88
7 土 木 費	4,662,041,000	4,264,731,818	5.61	△ 397,309,182	0.91
8 消 防 費	1,562,009,000	1,512,047,579	1.99	△ 49,961,421	0.97
9 教 育 費	6,974,536,000	6,124,836,274	8.06	△ 849,699,726	0.88
10 災 害 復 旧 費	4,000	0	0.00	△ 4,000	0.00
11 公 債 費	8,394,455,000	8,271,031,922	10.88	△ 123,423,078	0.99
12 諸 支 出 金	1,686,754,000	1,646,318,379	2.17	△ 40,435,621	0.98
13 予 備 費	95,409,000	0	0.00	△ 95,409,000	0.00
合 計	<b>83,717,494,000</b>	<b>76,011,451,903</b>	<b>100.00</b>	<b>△ 7,706,042,097</b>	<b>0.91</b>

〔決算書より〕

ウ 令和3年度一般会計決算額の構成比



エ 一般会計歳入歳出決算額の推移図



## (7) 一般会計歳入歳出予算現額の推移

## ア 歳 入

区 分 科 目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 市 税	23,208,296	33.39	101.84	23,217,057	32.24	100.04
2 地 方 譲 与 税	300,001	0.43	100.00	320,000	0.44	106.67
3 利 子 割 交 付 金	50,000	0.07	62.50	50,000	0.07	100.00
4 配 当 割 交 付 金	190,000	0.27	73.08	150,000	0.21	78.95
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	110,000	0.16	68.75	160,000	0.22	145.45
6 法 人 事 業 税 交 付 金	—	—	—	—	—	—
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,100,000	4.46	106.90	3,050,000	4.24	98.39
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	38,000	0.05	100.00	38,000	0.05	100.00
9 環 境 性 能 割 交 付 金 *1	120,000	0.17	133.33	150,000	0.21	125.00
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *2	217,650	0.31	99.94	217,584	0.30	99.97
11 地 方 特 例 交 付 金	150,000	0.22	100.00	180,000	0.25	120.00
12 地 方 交 付 税	7,300,000	10.50	92.99	7,100,000	9.86	97.26
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,670	0.04	98.27	26,483	0.04	99.30
14 分 担 金 及 び 負 担 金	487,364	0.70	74.42	471,747	0.66	96.80
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,215,972	1.75	102.86	1,234,898	1.72	101.56
16 国 庫 支 出 金	15,051,830	21.65	104.83	15,560,470	21.61	103.38
17 府 支 出 金	4,786,418	6.89	94.49	5,617,707	7.80	117.37
18 財 産 収 入	560,037	0.81	97.72	12,994	0.02	2.32
19 寄 附 金	1,902,700	2.74	583.43	2,249,200	3.12	118.21
20 繰 入 金	3,390,617	4.88	98.52	3,288,889	4.57	97.00
21 諸 収 入	502,216	0.72	99.81	507,692	0.70	101.09
22 市 債 債	6,440,500	9.26	95.73	8,207,100	11.40	127.43
23 繰 越 金	368,354	0.53	72.91	195,045	0.27	52.95
合 計	<b>69,516,625</b>	<b>100.00</b>	<b>101.93</b>	<b>72,004,866</b>	<b>100.00</b>	<b>103.58</b>

(注) \*1 平成29年度・30年度・令和元年度の110,000千円のうち70,000千円は自動車取得税交付金の科目  
\*2 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

## イ 歳 出

区 分 科 目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 議 会 費	413,195	0.60	101.06	413,401	0.57	100.05
2 総 務 費	5,996,179	8.63	95.82	6,484,875	9.01	108.15
3 民 生 費	30,621,241	44.05	98.02	31,945,923	44.37	104.33
4 衛 生 費	5,378,213	7.74	101.57	5,526,843	7.68	102.76
5 農 林 水 産 業 費	534,768	0.77	96.10	1,279,308	1.78	239.23
6 商 工 費	397,453	0.57	124.90	391,781	0.54	98.57
7 土 木 費	4,604,936	6.62	123.82	5,363,883	7.45	116.48
8 消 防 費	1,564,022	2.25	90.71	1,792,392	2.49	114.60
9 教 育 費	10,601,684	15.25	107.19	10,735,386	14.91	101.26
10 災 害 復 旧 費	125,004	0.18	3,125,100.00	375,884	0.52	300.70
11 公 債 費	6,634,338	9.54	106.14	6,499,057	9.02	97.96
12 諸 支 出 金	2,609,310	3.75	104.79	1,193,161	1.66	45.73
13 予 備 費	36,282	0.05	72.56	2,972	0.00	8.19
合 計	<b>69,516,625</b>	<b>100.00</b>	<b>101.93</b>	<b>72,004,866</b>	<b>100.00</b>	<b>103.58</b>

[決算書より]

(単位：千円、%)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
23,619,350	33.60	101.73	23,874,415	25.22	101.08	21,966,891	26.24	92.01
329,953	0.47	103.11	331,149	0.35	100.36	321,165	0.38	96.99
80,000	0.11	160.00	50,000	0.05	62.50	30,000	0.04	60.00
180,000	0.26	120.00	160,000	0.17	88.89	150,000	0.18	93.75
160,000	0.23	100.00	90,000	0.10	56.25	90,000	0.11	100.00
—	—	—	200,000	0.21	—	180,000	0.22	90.00
3,200,000	4.55	104.92	3,500,000	3.70	109.38	3,600,000	4.30	102.86
38,000	0.05	100.00	38,000	0.04	100.00	38,000	0.05	100.00
110,000	0.16	73.33	60,000	0.06	150.00	40,000	0.05	66.67
217,584	0.31	100.00	218,643	0.23	100.49	218,643	0.26	100.00
230,000	0.33	127.78	240,000	0.25	104.35	680,000	0.81	283.33
7,350,000	10.46	103.52	7,500,000	7.92	102.04	7,800,000	9.32	104.00
23,174	0.03	87.51	21,974	0.02	94.82	24,886	0.03	113.25
322,861	0.46	68.44	260,491	0.28	80.68	235,372	0.28	90.36
1,189,156	1.69	96.30	1,205,562	1.27	101.38	1,172,059	1.40	97.22
15,157,235	21.56	97.41	37,233,162	39.32	245.65	24,008,790	28.68	64.48
5,650,490	8.04	100.58	5,585,258	5.90	98.85	5,726,292	6.84	102.53
524,907	0.75	4039.61	241,732	0.26	46.05	547,925	0.65	226.67
1,007,360	1.43	44.79	565,624	0.60	56.15	882,300	1.05	155.99
2,559,276	3.64	77.82	4,968,442	5.25	194.13	5,511,791	6.58	110.94
1,314,347	1.87	258.89	481,100	0.51	36.60	513,369	0.61	106.71
6,682,100	9.51	81.42	7,711,600	8.14	115.41	9,537,100	11.39	123.67
345,021	0.49	176.89	145,345	0.15	42.13	442,911	0.53	304.73
<b>70,290,814</b>	<b>100.00</b>	<b>97.62</b>	<b>94,682,497</b>	<b>100.00</b>	<b>134.70</b>	<b>83,717,494</b>	<b>100.00</b>	<b>88.42</b>

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
415,119	0.59	100.42	403,043	0.42	97.09	416,476	0.50	103.33
6,665,154	9.48	102.78	7,892,472	8.33	118.41	10,573,322	12.63	133.97
34,201,484	48.66	107.06	54,181,903	57.23	158.42	41,225,795	49.24	76.09
4,979,601	7.08	90.10	5,414,077	5.72	108.73	6,460,076	7.72	119.32
1,123,746	1.60	87.84	534,735	0.57	47.59	625,591	0.75	116.99
319,379	0.45	81.52	1,606,669	1.70	503.06	1,041,026	1.24	64.79
3,733,999	5.31	69.61	5,234,741	5.53	140.19	4,662,041	5.57	89.06
2,231,604	3.18	124.50	1,637,661	1.73	73.38	1,562,009	1.86	95.38
8,252,152	11.74	76.87	8,781,204	9.27	106.41	6,974,536	8.33	79.43
61,304	0.09	16.31	4	0.00	0.01	4	0.00	100.00
6,693,711	9.52	103.00	6,825,176	7.21	101.96	8,394,455	10.03	122.99
1,577,839	2.25	132.24	2,083,012	2.20	132.02	1,686,754	2.02	80.98
35,722	0.05	1,201.95	87,800	0.09	245.79	95,409	0.11	108.67
<b>70,290,814</b>	<b>100.00</b>	<b>97.62</b>	<b>94,682,497</b>	<b>100.00</b>	<b>134.70</b>	<b>83,717,494</b>	<b>100.00</b>	<b>88.42</b>

## (8) 一般会計歳入歳出決算額の推移

## ア 歳 入

区 分 科 目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
1 市 税	23,559,046	36.52	101.55	23,680,435	37.31	100.52
2 地 方 譲 与 税	313,928	0.49	97.43	318,709	0.50	101.52
3 利 子 割 交 付 金	61,135	0.09	178.39	57,770	0.09	94.50
4 配 当 割 交 付 金	173,406	0.27	138.78	137,502	0.22	79.29
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	175,665	0.27	238.07	116,532	0.18	66.34
6 法 人 事 業 税 交 付 金	3,096,251	4.80	101.44	3,026,816	4.77	97.76
7 地 方 消 費 税 交 付 金	32,208	0.05	96.29	30,899	0.05	95.94
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	160,168	0.25	124.91	172,868	0.27	107.93
9 環 境 性 能 割 交 付 金	—	—	—	—	—	—
10 国 有 提 供 助 成 交 付 金 *1	217,584	0.34	99.97	217,584	0.34	100.00
11 地 方 特 例 交 付 金	157,972	0.24	106.71	176,120	0.28	111.49
12 地 方 交 付 税	7,211,292	11.18	94.59	7,456,715	11.75	103.40
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,256	0.04	92.36	22,130	0.03	91.24
14 分 担 金 及 び 負 担 金	438,054	0.68	73.79	422,073	0.67	96.35
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,179,368	1.83	99.93	1,160,123	1.83	98.37
16 国 庫 支 出 金	14,169,837	21.97	111.54	13,633,242	21.48	96.21
17 府 支 出 金	4,380,350	6.79	98.52	4,602,026	7.25	105.06
18 財 産 収 入	567,904	0.88	190.46	39,657	0.06	6.98
19 寄 附 金	1,722,114	2.67	549.33	1,711,473	2.70	99.38
20 繰 入 金	1,056,516	1.64	67.64	798,953	1.26	75.62
21 諸 収 入	594,778	0.92	71.57	624,395	0.98	104.98
22 市 債 債 入	4,844,000	7.51	105.92	4,871,100	7.67	100.56
23 繰 越 金	368,354	0.57	72.91	195,045	0.31	52.95
合 計	<b>64,504,186</b>	<b>100.00</b>	<b>104.05</b>	<b>63,472,167</b>	<b>100.00</b>	<b>98.40</b>

(注) \*1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

## イ 歳 出

区 分 科 目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
1 議 会 費	401,956	0.62	103.31	398,010	0.63	99.02
2 総 務 費	5,711,268	8.88	98.76	6,033,275	9.56	105.64
3 民 生 費	29,124,929	45.29	101.13	28,858,000	45.71	99.08
4 衛 生 費	4,876,118	7.58	100.14	4,940,134	7.82	101.31
5 農 林 水 産 業 費	505,610	0.79	98.64	496,835	0.79	98.26
6 商 工 費	363,713	0.57	124.54	355,806	0.56	97.83
7 土 木 費	4,041,891	6.28	127.84	4,866,005	7.71	120.39
8 消 防 費	1,495,756	2.33	89.28	1,702,222	2.70	113.80
9 教 育 費	8,855,851	13.77	114.58	7,752,181	12.28	87.54
10 災 害 復 旧 費	9,020	0.01	-	208,766	0.33	2,314.48
11 公 債 費	6,533,011	10.16	104.76	6,464,011	10.24	98.94
12 諸 支 出 金	2,390,018	3.72	109.96	1,051,902	1.67	44.01
13 予 備 費	0	0.00	0	0	0.00	0.00
合 計	<b>64,309,141</b>	<b>100.00</b>	<b>104.36</b>	<b>63,127,147</b>	<b>100.00</b>	<b>98.16</b>

〔決算書より〕

(単位：千円、%)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
24,089,652	37.76	101.73	24,009,805	27.45	99.67	23,795,183	30.99	99.11
325,609	0.51	102.16	325,218	0.37	99.88	342,343	0.45	105.27
35,216	0.06	60.96	34,186	0.04	97.08	27,576	0.04	80.66
162,499	0.25	118.18	144,848	0.17	89.14	217,974	0.28	150.48
93,528	0.15	80.26	164,031	0.19	175.38	244,980	0.32	149.35
2,886,969	4.53	95.38	95,934	0.11	3.32	229,319	0.30	239.04
29,553	0.05	95.64	3,612,847	4.13	12224.98	3,950,940	5.15	109.36
92,081	0.14	53.27	25,285	0.03	27.46	29,503	0.04	116.68
28,663	0.04	—	55,053	0.06	192.07	66,477	0.09	120.75
218,643	0.34	100.49	218,643	0.25	100.00	215,337	0.28	98.49
214,228	0.34	121.64	228,151	0.26	106.50	395,026	0.51	173.14
7,648,345	11.99	102.57	7,473,414	8.54	97.71	9,236,803	12.03	123.60
21,303	0.03	96.26	24,071	0.03	112.99	25,872	0.03	107.48
336,785	0.53	79.79	198,011	0.23	58.79	230,857	0.30	116.59
1,143,789	1.79	98.59	1,111,978	1.27	97.22	1,097,734	1.43	98.72
14,162,956	22.20	103.89	35,757,231	40.88	252.47	21,664,700	28.22	60.59
5,129,910	8.04	111.47	5,183,314	5.92	101.04	5,271,639	6.87	101.70
536,327	0.84	1,352.41	39,552	0.05	7.37	138,784	0.18	350.89
196,108	0.31	11.46	530,495	0.60	270.51	858,741	1.12	161.88
814,198	1.28	101.91	1,689,169	1.93	207.46	1,077,890	1.40	63.81
978,044	1.53	156.64	600,314	0.69	61.38	782,133	1.02	130.29
4,305,600	6.75	88.39	5,800,300	6.63	134.72	6,422,200	8.37	110.72
345,021	0.54	176.89	145,345	0.17	42.13	442,911	0.58	304.73
<b>63,795,027</b>	<b>100.00</b>	<b>100.51</b>	<b>87,467,195</b>	<b>100.00</b>	<b>137.11</b>	<b>76,764,922</b>	<b>100.00</b>	<b>87.76</b>

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
401,471	0.63	100.87	384,719	0.44	95.83	402,151	0.53	104.53
5,375,112	8.45	89.09	6,711,998	7.71	124.87	9,523,639	12.53	141.89
32,137,447	50.49	111.36	51,014,855	58.63	158.74	37,022,545	48.71	72.57
4,530,517	7.12	91.71	4,971,065	5.71	109.72	5,767,570	7.58	116.02
741,301	1.16	149.20	460,010	0.53	62.05	558,308	0.73	121.37
294,126	0.46	82.66	1,326,082	1.52	450.86	918,273	1.21	69.25
3,288,778	5.17	67.59	4,873,959	5.60	148.20	4,264,732	5.61	87.50
2,157,626	3.39	126.75	1,579,372	1.81	73.20	1,512,048	1.99	95.74
6,900,729	10.84	89.02	6,919,085	7.95	100.27	6,124,836	8.06	88.52
56,465	0.09	27.05	0	0.00	-	0	0.00	-
6,615,852	10.39	102.35	6,757,587	7.77	102.14	8,271,032	10.88	122.40
1,150,257	1.81	109.35	2,025,552	2.33	176.10	1,646,318	2.17	81.28
0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
<b>63,649,681</b>	<b>100.00</b>	<b>100.83</b>	<b>87,024,284</b>	<b>100.00</b>	<b>136.72</b>	<b>76,011,452</b>	<b>100.00</b>	<b>87.35</b>

## (9) 市税決算額等の推移

税 目		区 分	平 成 29 年 度			
			調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
市 民 税	個 人	均 等 割	286,249	283,786	99.1	102.1
		所 得 割	9,153,916	9,075,304	99.1	101.3
		うち退職分	71,712	71,712	100.0	84.8
		小 計	9,440,165	9,359,090	99.1	101.3
		滞納繰越分	282,681	101,776	36.0	95.9
	法 人	均 等 割	449,244	448,244	99.8	98.8
		法 人 税 割	1,040,530	1,038,214	99.8	112.9
		小 計	1,489,774	1,486,458	99.8	108.2
		滞納繰越分	14,623	4,634	31.7	82.9
	計		11,227,243	10,951,958	97.5	102.1
	固 定 資 産 税	土 地	3,400,202	3,378,037	99.3	99.7
		家 屋	4,672,264	4,641,781	99.3	103.7
		償 却 資 産	1,124,884	1,117,569	99.3	102.9
小 計		9,197,350	9,137,387	99.3	102.1	
滞 納 繰 越 分		281,510	97,035	34.5	71.9	
交 付 金		84,622	84,622	100.0	83.4	
計		9,563,482	9,319,044	97.4	101.5	
軽 自 動 車 税		340,884	331,543	97.3	104.6	
滞 納 繰 越 分		21,622	6,434	29.8	104.3	
市 た ば こ 税		1,052,361	1,052,361	100.0	96.3	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—	—	
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	
都 市 計 画 税		1,889,774	1,877,485	99.3	101.8	
滞 納 繰 越 分		58,523	20,221	34.6	71.4	
現 年 課 税 分 合 計		23,494,930	23,328,946	99.3	101.8	
滞 納 繰 越 分 合 計		658,959	230,100	34.9	81.8	
<b>市 税 合 計</b>		<b>24,153,889</b>	<b>23,559,046</b>	<b>97.5</b>	<b>101.5</b>	

〔地方財政状況調査表第6表による〕



(単位：千円、%)

平成30年度				令和元年度			
調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比	調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
289,605	287,377	99.2	101.3	294,705	292,393	99.2	101.7
9,303,510	9,231,872	99.2	101.7	9,409,093	9,335,288	99.2	101.1
91,159	91,159	100.0	127.1	64,339	64,339	100.0	70.6
9,593,115	9,519,249	99.2	101.7	9,703,798	9,627,681	99.2	101.1
240,297	91,800	38.2	90.2	206,482	86,533	41.9	94.3
463,204	462,973	100.0	103.3	473,763	473,083	99.9	102.2
1,070,331	1,069,797	100.0	103.0	1,107,502	1,105,912	99.9	103.4
1,533,535	1,532,770	100.0	103.1	1,581,265	1,578,995	99.9	103.0
13,200	4,546	34.4	98.1	10,568	3,117	29.5	68.6
11,380,147	11,148,365	98.0	101.8	11,502,113	11,296,326	98.2	101.3
3,386,992	3,370,488	99.5	99.8	3,375,390	3,357,519	99.5	99.6
4,590,441	4,568,043	99.5	98.4	4,782,555	4,757,234	99.5	104.1
1,170,219	1,164,548	99.5	104.2	1,204,151	1,197,776	99.5	102.9
9,147,652	9,103,079	99.5	99.6	9,362,096	9,312,529	99.5	102.3
233,160	69,111	29.6	71.2	182,869	57,793	31.6	83.6
83,353	83,353	100.0	98.5	82,369	82,369	100.0	98.8
9,464,165	9,255,543	97.8	99.3	9,627,334	9,452,691	98.2	102.1
355,868	347,597	97.7	104.8	374,359	365,598	97.7	105.2
22,964	7,624	33.2	118.5	21,839	6,497	29.7	85.2
1,043,398	1,043,398	100.0	99.1	1,048,815	1,048,815	100.0	100.5
0	0	—	—	0	0	—	—
0	0	—	—	0	0	—	—
1,872,718	1,863,561	99.5	99.3	1,917,999	1,907,791	99.5	102.4
48,244	14,347	29.7	71.0	37,709	11,934	31.6	83.2
23,629,639	23,493,007	99.4	100.7	24,070,701	23,923,778	99.4	101.8
557,865	187,428	33.6	81.5	459,467	165,874	36.1	88.5
<b>24,187,504</b>	<b>23,680,435</b>	<b>97.9</b>	<b>100.5</b>	<b>24,530,168</b>	<b>24,089,652</b>	<b>98.2</b>	<b>101.7</b>

税 目		区 分	令 和 2 年 度			
			調 定 額 A	収 入 額 B	徴 収 率 B/A	B の 前 年 比
市 民 税	個 人	均 等 割	300,038	297,696	99.2	101.8
		所 得 割	9,611,744	9,536,708	99.2	102.2
		う ち 退 職 分	86,336	86,336	100.0	134.2
		小 計	9,911,782	9,834,404	99.2	102.1
		滞 納 繰 越 分	187,666	75,226	40.1	86.9
	法 人	均 等 割	451,975	445,983	98.7	94.3
		法 人 税 割	854,625	843,296	98.7	76.3
		小 計	1,306,600	1,289,279	98.7	81.7
		滞 納 繰 越 分	12,425	4,293	34.5	137.7
	計		11,418,473	11,203,202	98.1	99.2
	固 定 資 産 税	土 地	3,378,558	3,340,053	98.9	99.5
		家 屋	4,886,224	4,830,537	98.9	101.5
償 却 資 産		1,132,948	1,120,051	98.9	93.5	
小 計		9,397,730	9,290,641	98.9	99.8	
滞 納 繰 越 分		163,161	58,729	36.0	101.6	
交 付 金		76,704	76,704	100.0	93.1	
計		9,637,595	9,426,074	97.8	99.7	
軽 自 動 車 税		393,801	387,455	98.4	106.0	
滞 納 繰 越 分		22,383	8,442	37.7	129.9	
市 た ば こ 税		1,053,693	1,053,693	100.0	100.5	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	—	—	
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	
都 市 計 画 税		1,940,899	1,918,839	98.9	100.6	
滞 納 繰 越 分		33,679	12,100	35.9	101.4	
現 年 課 税 分 合 計		24,081,209	23,851,015	99.0	99.7	
滞 納 繰 越 分 合 計		419,314	158,790	37.9	95.7	
<b>市 税 合 計</b>		<b>24,500,523</b>	<b>24,009,805</b>	<b>98.0</b>	<b>99.7</b>	

[地方財政状況調査表第6表による]

(単位：千円、%)

令和3年度			
調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
300,222	298,404	99.4	100.2
9,447,904	9,390,691	99.4	98.5
73,462	73,462	100.0	85.1
9,748,126	9,689,095	99.4	98.5
180,305	79,087	43.9	105.1
459,407	460,259	100.2	103.2
862,756	864,356	100.2	102.5
1,322,163	1,324,615	100.2	102.7
25,426	19,861	78.1	462.6
11,276,020	11,112,658	98.6	99.2
3,337,436	3,325,680	99.6	99.6
4,687,989	4,671,476	99.6	96.7
1,095,545	1,091,654	99.6	97.5
9,120,970	9,088,810	99.6	97.8
204,755	117,246	57.3	199.6
74,067	74,067	100.0	96.6
9,399,792	9,280,123	98.7	98.5
410,413	404,420	98.5	104.4
18,466	8,059	43.6	95.5
1,079,799	1,079,799	100.0	102.5
0	0	—	—
0	0	—	—
1,892,542	1,885,893	99.6	98.3
42,214	24,231	57.4	200.3
23,648,080	23,546,699	99.6	98.7
471,166	248,484	52.7	156.5
<b>24,119,246</b>	<b>23,795,183</b>	<b>98.7</b>	<b>99.1</b>

## (10) 市税税目別収入額と構成比の推移

## ア 市税税目別収入額の推移

(単位：千円)

税目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市 民 税		10,951,958	11,148,365	11,296,326	11,203,202	11,112,658
固 定 資 産 税		9,319,044	9,255,543	9,452,691	9,426,074	9,280,123
市 た ば こ 税		1,052,361	1,043,398	1,048,815	1,053,693	1,079,799
軽 自 動 車 税		337,977	355,221	372,095	395,897	412,479
特別土地保有税		0	0	0	0	0
都 市 計 画 税		1,897,706	1,877,908	1,919,725	1,930,939	1,910,124
<b>合 計</b>		<b>23,559,046</b>	<b>23,680,435</b>	<b>24,089,652</b>	<b>24,009,805</b>	<b>23,795,183</b>

## イ 市税税目別構成比の推移

(単位：%)

税目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市 民 税	個 人	40.1	40.6	40.3	41.3	41.1
	法 人	6.3	6.5	6.6	5.4	5.7
	小 計	46.4	47.1	46.9	46.7	46.8
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	39.2	38.7	38.9	38.9	38.7
	交 付 金	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	小 計	39.6	39.1	39.2	39.2	39.0
軽 自 動 車 税 ①		1.4	1.5	1.5	1.7	1.7
市 た ば こ 税 ②		4.5	4.4	4.4	4.4	4.5
特別土地保有税 ③		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都 市 計 画 税 ④		8.1	7.9	8.0	8.0	8.0
小 計 (①～④)		14.0	13.8	13.9	14.1	14.2
<b>合 計</b>		<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

〔各年度とも収入額（滞納繰越分含む。）である。〕



## 2. 市民税

(1) 納税義務者数の推移（課税状況等の調）毎年7月1日時点

ア 個人

(単位：人)

区分 年度	均 等 割			所 得 割
	人	家 屋 敷	計	
平成30年度	82,092	95	82,187	77,988
令和元年度	83,662	85	83,747	79,468
令和2年度	84,868	95	84,963	80,496
令和3年度	85,233	73	85,306	80,785
令和4年度	85,751	117	85,868	81,267

## イ 法 人

(単位：社)

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資本金等の金額が50億円を超える法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(A)	23	25	25	27	29
資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(B)	8	8	7	9	8
資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(C)	177	173	160	171	162
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(D)	15	16	13	14	14
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(E)	153	149	144	142	138
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(F)	49	51	53	53	54
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(G)	520	526	511	518	508
資本金等の金額が1000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(H)	21	24	22	20	20
(A)～(H)の法人等以外の法人等をいうもの(法人でない社団等を除く)	2,743	2,858	2,874	3,000	3,141
計	3,709	3,830	3,809	3,954	4,074
法人税割	3,610	3,728	3,809	3,954	4,074

(2) 所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調）毎年7月1日時点

ア 給与所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成30年度	63,326	81.2	101.2	216,014,385	82.9	101.8
令和元年度	64,709	81.4	102.2	223,263,185	84.4	103.4
令和2年度	65,814	81.8	101.7	227,651,330	84.2	102.0
令和3年度	65,689	81.3	99.8	231,417,942	83.3	101.7
令和4年度	66,073	81.3	100.6	235,908,664	82.8	101.9

イ 営業等所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成30年度	2,994	3.8	99.2	9,837,685	3.8	97.6
令和元年度	3,046	3.8	101.7	10,126,075	3.8	102.9
令和2年度	3,140	3.9	103.1	10,788,058	4.0	106.5
令和3年度	3,178	3.9	101.2	10,886,638	3.9	100.9
令和4年度	3,143	3.9	98.9	12,934,820	4.5	118.8

ウ 農業所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成30年度	56	0.1	87.5	167,115	0.1	90.2
令和元年度	48	0.1	85.7	140,674	0.1	84.2
令和2年度	44	0.1	91.7	123,181	0.0	87.6
令和3年度	48	0.1	109.1	144,714	0.1	117.5
令和4年度	54	0.1	112.5	182,654	0.1	126.2



(単位：千円、%)

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
77,377,178	83.9	101.9	7,806,784	84.8	100.9
79,444,963	84.1	102.7	8,009,490	86.0	102.6
81,247,606	84.3	102.3	8,136,064	85.7	101.6
87,600,004	83.9	107.8	7,894,062	84.7	97.0
88,328,840	83.8	100.8	8,021,791	83.6	101.6

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
3,517,409	3.8	100.1	356,389	3.9	95.9
3,571,858	3.8	101.5	366,866	3.9	102.9
3,778,581	3.9	105.8	393,591	4.1	107.3
4,023,843	3.9	106.5	380,300	4.1	96.6
4,001,139	3.8	99.4	497,719	5.2	130.9

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
73,137	0.1	98.3	5,339	0.1	83.4
61,059	0.1	83.5	4,342	0.0	81.3
54,913	0.1	89.9	3,741	0.0	86.2
65,831	0.1	119.9	4,223	0.0	112.9
77,397	0.1	117.6	5,985	0.1	141.7

エ その他の所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成30年度	10,820	13.9	98.6	21,789,004	8.4	99.7
令和元年度	10,953	13.8	101.2	21,901,005	8.3	100.5
令和2年度	10,823	13.4	98.8	21,694,434	8.0	99.1
令和3年度	11,133	13.8	102.9	23,411,215	8.4	107.9
令和4年度	11,228	13.8	100.9	23,986,448	8.4	102.5

オ 短期・長期譲渡所得、土地等に係る事業所得等、超短期所有土地等に係る事業所得等、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の所得者

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成30年度	792	1.0	130.7	12,624,128	4.8	135.8
令和元年度	712	0.9	89.9	9,020,737	3.4	71.5
令和2年度	675	0.8	94.8	9,961,907	3.7	110.4
令和3年度	737	0.9	109.2	12,063,200	4.3	121.1
令和4年度	769	0.9	104.3	11,772,791	4.1	97.6

合 計

区分 年度	納 税 義 務 者 数			総 所 得 金 額 等		
	人	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比
平成30年度	77,988	100.0	100.9	260,432,317	100.0	99.3
令和元年度	79,468	100.0	101.9	264,451,676	100.0	101.5
令和2年度	80,496	100.0	101.3	270,218,910	100.0	102.2
令和3年度	80,785	100.0	100.4	277,923,709	100.0	102.9
令和4年度	81,267	100.0	100.6	284,785,377	100.0	102.5

(単位：千円、%)

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
10,162,054	11.0	98.9	651,557	7.1	100.1
10,388,846	11.0	102.2	642,057	6.9	98.5
10,305,951	10.7	99.2	635,342	6.7	99.0
11,668,675	11.2	113.2	652,835	7.0	102.8
11,826,187	11.2	101.3	672,972	7.0	103.1

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
1,101,846	1.2	127.4	381,515	4.1	124.7
974,168	1.0	88.4	289,858	3.1	76.0
951,696	1.0	97.7	321,014	3.4	110.7
1,074,472	1.0	112.9	387,221	4.2	120.6
1,120,940	1.1	104.3	391,313	4.1	101.1

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
92,231,624	100.0	101.7	9,201,584	100.0	101.4
94,440,894	100.0	102.4	9,312,613	100.0	101.2
96,338,747	100.0	102.0	9,489,752	100.0	101.9
104,432,825	100.0	108.4	9,318,641	100.0	98.2
105,354,503	100.0	100.9	9,589,780	100.0	102.9

(3) 令和4年度課税標準額段階別所得割額等に関する調

区 分		課税標準額の段階			
		10万円以下 の 金 額	10万円を超え 100万円以下	100万円を超え 200万円以下	200万円を超え 300万円以下
納 税 義 務 者 数 (人)		3,291	25,918	22,557	13,449
総所得金額等	総 所 得 金 額	2,531,110	38,634,041	59,542,153	53,005,545
	山 林 所 得 金 額	0	0	0	0
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額	1,332,102	424,634	314,236	382,355
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額	4,953	3,627	13,626	4,273
	土地等に係る事業所得等の金額等				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	108,261	42,037	78,007	16,500
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	70,839	49,320	95,490	64,775
	上場株式等に係る配当所得金額	3,759	21,102	13,423	3,664
	先物取引に係る雑所得等の金額	18,594	2,020	12,105	10,063
	計 A	4,069,618	39,176,781	60,069,040	53,487,175
所得控除	雑 損	179	5,840	25	1,272
	医 療 費	87,090	501,844	322,840	269,726
	社 会 保 険 料	448,156	7,641,338	11,927,538	10,339,174
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	22,093	175,815	242,143	234,752
	生 命 保 険 料	61,635	667,060	785,424	594,005
	地 震 保 険 料	3,675	34,406	37,502	33,958
	障 害 者	51,660	349,000	216,320	125,760
	寡 婦	3,900	95,940	41,600	21,060
	寡 夫	18,000	204,900	117,300	45,900
	勤 労 学 生	2,860			
	配 偶 者 特 別 養 護	150,140	1,798,600	1,458,270	1,176,480
	配 偶 者 特 別 養 護	29,460	299,560	307,000	282,810
	扶 養	149,520	1,336,160	1,343,090	1,161,780
同 居 特 障 加 算 分 (23 万 円 )	7,820	47,150	44,390	23,460	
基 礎	1,409,970	11,142,160	9,695,640	5,778,770	
計 B	2,446,158	24,299,773	26,539,082	20,088,907	
課税標準額	総 所 得 金 額 等 C	157,027	14,334,340	33,003,130	32,916,682
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額	1,282,588	424,607	314,221	382,344
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額	4,009	3,627	13,625	4,272
	土地等に係る事業所得等の金額				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	103,831	42,036	78,006	16,500
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	61,674	49,295	95,466	64,756
	上場株式等に係る配当所得金額	1,530	21,086	13,409	3,658
先物取引に係る雑所得等の金額	12,801	2,017	12,101	10,056	
算出税額	総 所 得 分 等 D	9,282	859,004	1,979,229	1,974,417
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 分	38,396	12,738	9,426	11,470
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 分	216	109	736	231
	土地等に係る事業所得等分				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	3,115	1,261	2,340	495
	上場株式等に係る譲渡所得等分	1,850	1,479	2,863	1,943
	上場株式等に係る配当所得金額	46	633	402	110
	先物取引に係る雑所得等分	384	61	363	302
計 E	53,289	875,285	1,995,359	1,988,968	
税 額 控 除 額 等 F	5,347	87,444	189,081	205,616	
市 民 税 所 得 割 額 (E - F)	47,942	787,841	1,806,278	1,783,352	
平 均 税 率 (D / C)(%)	5.9	6.0	6.0	6.0	

(注) 令和4年度課税状況等の調による。

(単位：千円)

300万円を超え 400万円以下	400万円を超え 550万円以下	550万円を超え 700万円以下	700万円を超え 1000万円以下	1000万円を 超える金額	合計
6,950	4,715	1,666	1,426	1,295	81,267
36,429,714	31,435,842	13,884,180	14,791,029	27,391,778	277,645,392
0	0	0	0	0	0
126,466	79,721	192,390	55,481	696,138	3,603,523
0	12,602	75	1,079	155,358	195,593
3,665	1,094	123,592	2,627	2,287,099	2,662,882
50,576	13,171	33,457	21,741	93,090	492,459
7,555	6,163	1,167	3,320	27,458	87,611
22,008	19,721	1,197	6,600	5,609	97,917
36,639,984	31,568,314	14,236,058	14,881,877	30,656,530	284,785,377
309	402	0	2,150	0	10,177
182,226	152,640	90,933	80,401	149,437	1,837,137
6,871,864	5,571,393	2,104,289	1,833,685	1,956,773	48,694,210
194,309	181,050	123,469	119,902	222,806	1,516,339
344,072	247,462	85,806	72,008	63,943	2,921,415
22,247	17,417	6,505	6,286	7,669	169,665
71,000	53,460	22,600	12,320	19,480	921,600
5,720	260				168,480
3,900	0				390,000
					2,860
742,720	604,030	201,240	29,780		6,161,260
171,260	114,310	28,110	6,280		1,238,790
844,520	729,640	267,100	270,900	257,360	6,360,070
15,640	11,960	4,140	3,910	4,600	163,070
2,986,780	2,026,590	714,390	612,610	432,520	34,799,430
12,456,567	9,710,614	3,648,582	3,050,232	3,114,588	105,354,503
23,973,179	21,725,253	10,235,615	11,740,825	24,277,234	172,363,285
126,460	79,715	192,387	55,477	696,133	3,553,932
0	12,602	74	1,078	155,356	194,643
3,664	1,093	123,591	2,625	2,287,096	2,658,442
50,562	13,166	33,450	21,730	93,076	483,175
7,548	6,155	1,164	3,313	27,440	85,303
22,004	19,716	1,195	6,597	5,607	92,094
1,438,082	1,303,300	614,061	704,384	1,456,573	10,338,332
3,794	2,387	5,772	1,664	20,885	106,532
0	681	4	58	8,389	10,424
110	33	3,707	79	68,613	79,753
1,517	395	1,004	652	2,792	14,495
226	185	35	99	823	2,559
660	591	36	198	168	2,763
1,444,389	1,307,572	624,619	707,134	1,558,243	10,554,858
112,884	97,414	50,944	57,237	159,111	965,078
1,331,505	1,210,158	573,675	649,897	1,399,132	9,589,780
6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0

(4) 市民税の調定額等の推移（決算）

ア 納税義務者数の推移

(単位：人)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	普徴	均等割	28,850	25,096	25,344	25,590	24,583
		所得割	25,603	21,960	22,067	22,139	21,238
	特徴	均等割	52,940	57,645	58,868	60,123	61,195
		所得割	52,036	56,503	57,760	58,993	59,946
	計	均等割	81,790	82,741	84,212	85,713	85,778
		所得割	77,639	78,463	79,827	81,132	81,184
		特別徴収義務者	16,134	18,419	18,843	19,074	19,272
法人	均等割	3,709	3,830	3,809	3,954	4,074	
	法人税割	3,610	3,728	3,809	3,954	4,074	

(注) 法人の納税義務者数は翌年度課税状況等の調による。

イ 調定額の推移

(単位：千円)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	普徴	均等割	101,214	88,117	89,004	89,827	86,343
		所得割	2,204,771	1,999,927	1,945,213	1,976,530	1,934,455
		計	2,305,985	2,088,044	2,034,217	2,066,357	2,020,798
	特徴	均等割	185,035	201,488	205,701	210,211	213,879
		所得割	6,949,145	7,303,583	7,463,880	7,635,214	7,513,449
		計	7,134,180	7,505,071	7,669,581	7,845,425	7,727,328
	計	均等割	286,249	289,605	294,705	300,038	300,222
		所得割	9,153,916	9,303,510	9,409,093	9,611,744	9,447,904
		計	9,440,165	9,593,115	9,703,798	9,911,782	9,748,126
法人	均等割	449,244	463,204	473,763	451,975	459,407	
	法人税割	1,040,530	1,070,331	1,107,502	854,625	862,756	
	計	1,489,774	1,533,535	1,581,265	1,306,600	1,322,163	

### 3. 固定資産税・都市計画税

#### (1) 固定資産税の課税状況調（概要調書）

##### ア 納税義務者数の推移

（単位：人）

区分 年度	免税点以上のもの					
	土地			家屋		
	個人	法人	計	個人	法人	計
平成30年度	41,875	1,113	42,988	54,430	1,341	55,771
令和元年度	42,227	1,165	43,392	54,972	1,393	56,365
令和2年度	42,514	1,194	43,708	55,226	1,432	56,658
令和3年度	42,812	1,253	44,065	55,630	1,371	57,001
令和4年度	43,223	1,315	44,538	56,125	1,538	57,663

区分 年度	免税点以上のもの			免税点未満のもの		
	償却資産			土地	家屋	償却資産
	個人	法人	計			
平成30年度	142	1,110	1,252	4,578	2,831	2,964
令和元年度	136	1,125	1,261	4,551	2,781	3,070
令和2年度	143	1,164	1,307	4,530	2,656	3,162
令和3年度	146	1,072	1,218	4,539	2,721	3,584
令和4年度	160	1,236	1,396	4,534	2,547	3,682

イ 土 地

区 分		地 積			決 定		
		評価総地積 (a)	法定免税点 未満のもの (b)	法定免税点 以上のもの (a) - (b) (c)	総 額 (d)	法定免税点 未満のもの (e)	
平成 30 年 度		㎡ 42,259,181	㎡ 3,440,296	㎡ 38,818,885	千円 675,143,621	千円 1,736,879	
令和 元 年 度		42,187,243	3,410,318	38,776,925	675,304,085	1,721,369	
令和 2 年 度		42,119,710	3,383,938	38,735,772	675,707,994	1,710,621	
令和 3 年 度		42,109,285	3,370,468	38,738,817	673,832,608	1,743,785	
令和 4 年 度		42,170,412	3,336,736	38,833,676	673,160,181	1,749,373	
令和 4 年 度 地 目 の 内 訳	田	一 般 田	5,061,535	584,811	4,476,724	675,852	79,614
		介在田・市街化 区 域 田	472,023	1,759	470,264	6,689,663	12,765
	畑	一 般 畑	5,373,394	801,824	4,571,570	370,336	56,237
		介在畑・市街化 区 域 畑	148,127	1,248	146,879	1,992,699	4,251
	宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	8,552,006	95,358	8,456,648	373,317,478	1,380,573
		一 般 住 宅 用 地	1,912,369	4,326	1,908,043	63,082,282	41,012
		商 業 地 等 (非住宅用地)	4,757,830	2,314	4,755,516	187,805,463	29,394
		計	15,222,205	101,998	15,120,207	624,205,223	1,450,979
	山 林	一 般 山 林	12,432,825	1,700,406	10,732,419	308,642	47,963
		介 在 山 林	242,536	2,442	240,094	865,657	9,405
	上記以外のもの		3,217,767	142,248	3,075,519	38,052,109	88,159



価 格		筆 数			平 均 格
法定免税点 以上のもの (d) - (e) (f)	(f)に係る課税 標 準 額 (g)	評価総筆数 (h)	法定免税点 未満のもの (i)	法定免税点 以上のもの (h) - (i) (j)	
千円	千円	筆	筆	筆	円
673,406,742	244,067,336	125,897	8,013	117,884	15,976
673,582,716	243,198,083	126,191	7,988	118,203	16,007
673,997,373	243,248,918	126,476	7,945	118,531	16,043
672,088,823	240,316,563	126,974	7,967	118,998	16,002
671,410,808	240,121,204	127,409	7,948	119,461	15,963
596,238	596,175	10,577	1,305	9,272	134
6,676,898	2,380,159	1,387	36	1,351	14,172
314,099	314,072	8,171	1,504	6,667	69
1,988,448	850,147	648	19	629	13,453
371,936,905	61,949,290	57,750	1,589	56,161	43,653
63,041,270	20,985,598	20,820	243	20,577	32,986
187,776,069	126,812,769	12,024	202	11,822	39,473
622,754,244	209,747,657	90,594	2,034	88,560	41,006
260,679	260,263	7,409	1,918	5,491	25
856,252	583,593	494	46	448	3,569
37,963,950	25,389,138	8,129	1,086	7,043	11,826

ウ 家 屋

区 分	棟 数			床 面 積				
	総 数 (d)	法定免税点 未満のもの (e)	法定免税点 以上のもの ((d) - (e)) (f)	総 数 (g)	法定免税点 未満のもの (h)	法定免税点 以上のもの ((g) - (h)) (i)		
平成 30 年 度	棟 69,567	棟 4,084	棟 65,483	m <sup>2</sup> 10,068,230	m <sup>2</sup> 149,759	m <sup>2</sup> 9,918,471		
令和 元 年 度	69,724	4,015	65,709	10,159,588	147,188	10,012,400		
令和 2 年 度	69,471	3,801	65,670	10,221,865	138,841	10,083,024		
令和 3 年 度	69,609	4,011	65,598	10,286,619	261,611	10,025,008		
令和 4 年 度	69,839	3,634	66,205	10,356,666	132,571	10,224,095		
令和 4 年 度 家 屋 の 種 類	木 造	専 用 住 宅	38,913	1,320	37,593	3,985,861	67,320	3,918,541
		共同住宅・寄宿舎	545	6	539	162,906	370	162,536
		併 用 住 宅	744	106	638	69,037	5,630	63,407
		事務所・銀行・店舗	465	61	404	38,819	1,435	37,384
		病 院	35	0	35	4,445	0	4,445
		工 場 ・ 倉 庫	1,593	194	1,399	168,086	10,359	157,727
		土 蔵	246	46	200	6,912	1,045	5,867
		附 属 家	6,139	1,590	4,549	183,299	39,415	143,884
		そ の 他	33	1	32	4,682	28	4,654
		計	48,713	3,324	45,389	4,624,047	125,602	4,498,445
	木 造	事務所・店舗・ 百貨店・銀行	1,430	6	1,424	999,635	175	999,460
		住宅・アパート	11,124	18	11,106	2,999,736	428	2,999,308
		病院・ホテル	128	0	128	120,117	0	120,117
		工 場 ・ 倉 庫	3,666	54	3,612	1,290,796	2,131	1,288,665
		そ の 他	4,778	232	4,546	322,335	4,235	318,100
計	21,126	310	20,816	5,732,619	6,969	5,725,650		

決 定 価 格			単 位 当 た り 価 格
総 数 (j)	法定免税点 未満のもの (k)	法定免税点 以上のもの ((j) - (k)) (l)	
千円	千円	千円	千円
341,051,765	239,807	340,811,958	33,569
351,908,376	235,830	351,672,546	34,638
364,122,182	224,245	363,897,937	35,622
357,814,886	4,658,415	353,156,471	34,784
366,553,669	218,606	366,335,063	35,393
109,973,087	108,368	109,864,719	27,591
6,583,728	509	6,583,219	40,414
1,228,948	9,085	1,219,863	17,801
1,306,466	7,920	1,298,546	33,655
195,517	0	195,517	43,986
513,041	14,763	498,278	3,052
16,300	1,175	15,125	2,358
606,843	45,426	561,417	3,311
56,210	46	56,164	12,006
120,480,140	187,292	120,292,848	26,055
61,333,683	841	61,332,842	61,356
135,920,133	2,645	135,917,488	45,311
11,477,364	0	11,477,364	95,552
30,955,301	6,227	30,949,074	23,982
6,387,048	21,601	6,365,447	19,815
246,073,529	31,314	246,042,215	42,925

エ 償却資産

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課 税 標 準 額	
平 成 30 年 度		85,024,834	82,819,683	
令 和 元 年 度		86,953,129	84,229,959	
令 和 2 年 度		83,032,846	80,165,513	
令 和 3 年 度		81,630,415	77,464,112	
令 和 4 年 度		80,556,022	78,808,700	
令 和 4 年 度 償 却 資 産 の 種 類	市 町 村 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	17,493,486	17,466,147
		機 械 及 び 装 置	27,520,543	26,614,865
		船 舶	4,297	4,297
		航 空 機	0	0
		車 輛 及 び 運 搬 具	305,706	305,706
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	11,314,203	11,287,121
		計	56,638,235	55,678,136
	法 第 389 条 関 係	総 務 大 臣 が 価 格 等 を 決 定 し 配 分 し た も の	20,444,753	19,824,993
		道 府 県 知 事 が 価 格 等 を 決 定 し 配 分 し た も の	3,473,034	3,305,571
		計	23,917,787	23,130,564
	法 第 743 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 道 府 県 知 事 が 価 格 等 を 決 定 し た も の		0	0

(2) 都市計画税の課税状況調（概要調書）

ア 納税義務者数の推移

（免税点以上のもの）

（単位：人）

区分 年度	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成30年度	38,094	969	39,063	50,221	1,205	51,426	56,320	1,457	57,777
令和元年度	38,505	1,015	39,520	50,768	1,246	52,014	56,847	1,500	58,347
令和2年度	38,797	1,043	39,840	51,048	1,287	52,335	57,091	1,537	58,628
令和3年度	40,355	1,222	41,577	53,056	1,363	54,419	59,562	1,733	61,295
令和4年度	40,790	1,279	42,069	53,516	1,426	54,942	59,976	1,809	61,785

イ 課税標準額等の推移

（免税点以上のもの）

区分 年度	地 積 (千㎡)	床 面 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
平成30年度	15,537	8,811	958,695,129	628,824,951
令和元年度	15,533	8,896	968,988,424	638,256,424
令和2年度	15,560	8,978	982,368,963	651,241,944
令和3年度	15,583	8,928	971,331,702	635,524,105
令和4年度	15,603	9,114	983,343,381	650,838,920

## (3) 国有資産等所在市町村交付金（決算）

区 分		台 帳 価 格	算 定 標 準 額	交 付 金	前 年 比
年 度					
平成 29 年 度	国 有 資 産	千円 1,599,724	千円 480,152	円 6,721,900	% 97.2
	公 有 資 産	千円 13,187,676	千円 5,564,279	円 77,899,800	% 82.4
	計	千円 14,787,400	千円 6,044,431	円 84,621,700	% 83.4
平成 30 年 度	国 有 資 産	千円 1,259,340	千円 389,612	円 5,454,400	% 81.1
	公 有 資 産	千円 13,187,557	千円 5,564,159	円 77,898,100	% 100.0
	計	千円 14,446,897	千円 5,953,771	円 83,352,500	% 98.5
令 和 元 年 度	国 有 資 産	千円 1,163,169	千円 358,202	円 5,014,700	% 91.9
	公 有 資 産	千円 13,177,635	千円 5,525,337	円 77,354,600	% 99.3
	計	千円 14,340,804	千円 5,883,539	円 82,369,300	% 98.8
令 和 2 年 度	国 有 資 産	千円 1,052,774	千円 325,625	円 4,558,600	% 90.9
	公 有 資 産	千円 12,801,595	千円 5,153,247	円 72,145,300	% 93.3
	計	千円 13,854,369	千円 5,478,872	円 76,703,900	% 93.1
令 和 3 年 度	国 有 資 産	千円 1,046,207	千円 323,551	円 4,529,600	% 99.4
	公 有 資 産	千円 12,614,377	千円 4,966,978	円 69,537,600	% 96.4
	計	千円 13,660,584	千円 5,290,529	円 74,067,200	% 96.6

## (4) 固定資産税等の調定額の推移（決算）

（単位：千円）

区 分		年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固 定 資 産 税	土 地	3,400,202	3,386,992	3,375,390	3,378,558	3,337,436
	家 屋	4,672,264	4,590,441	4,782,555	4,886,224	4,687,989
	土地・家屋 （ 計 ）	8,072,466	7,977,433	8,157,945	8,264,782	8,025,425
	償 却 資 産	1,124,884	1,170,219	1,204,151	1,132,948	1,095,545
	計	9,197,350	9,147,652	9,362,096	9,397,730	9,120,970
交 付 金	交 付 金	84,622	83,353	82,369	76,704	74,067
	特 別 交 付 金					171,942
	基 地 交 付 金	217,584	217,584	218,643	218,643	215,337
	計	302,206	300,937	301,012	295,347	461,346
都 市 計 画 税	土 地	924,243	922,746	921,371	922,326	911,732
	家 屋	965,531	949,972	996,628	1,018,573	980,810
	計	1,889,774	1,872,718	1,917,999	1,940,899	1,892,542
<b>合 計</b>		<b>11,389,330</b>	<b>11,321,307</b>	<b>11,581,107</b>	<b>11,633,976</b>	<b>11,474,858</b>

（注）各年度とも現年課税分に係るものである。

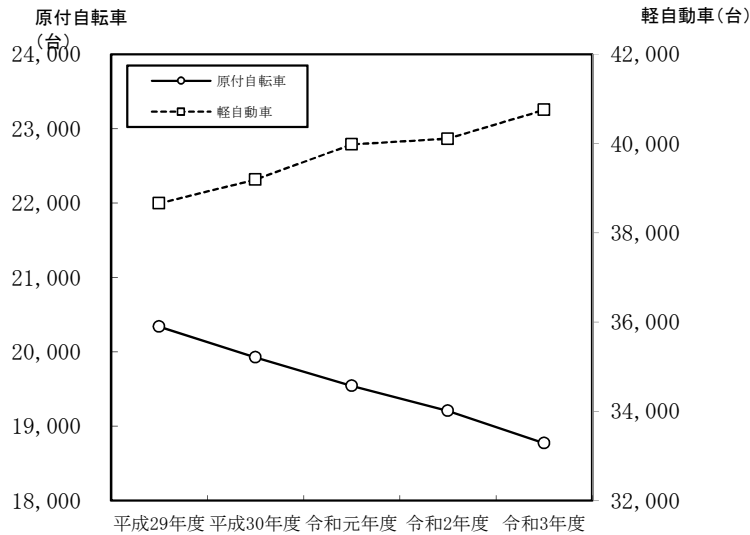
## 4. 諸税

### (1) 軽自動車税の推移（決算）

ア 課税台数の推移

(単位：台)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
原動機付自転車	50cc以下		16,557	16,101	15,584	15,152	14,641	
	50cc超～90cc		589	562	561	540	515	
	90cc超～125cc		3,010	3,095	3,215	3,320	3,407	
	ミニカー		183	168	184	197	210	
	小計		20,339	19,926	19,544	19,209	18,773	
軽自動車	軽二輪車		2,203	2,210	2,260	2,290	2,348	
	軽三輪車		3	3	3	3	3	
	軽四輪車	乗用	営業用	18	14	15	12	12
		乗用	自家用	28,889	29,444	30,118	30,289	30,776
	貨物	営業用	329	356	386	434	497	
		貨物	自家用	7,219	7,164	7,202	7,079	7,117
小計		38,661	39,191	39,984	40,107	40,753		
小型特殊	農耕用		113	124	125	128	133	
	その他		178	180	175	180	179	
	小計		291	304	300	308	312	
二輪の小型自動車			1,747	1,775	1,825	1,844	1,926	
過年度分			20	5	5	6	8	
<b>合計</b>			<b>61,058</b>	<b>61,201</b>	<b>61,658</b>	<b>61,474</b>	<b>61,772</b>	





イ 調定額の推移

(単位：千円)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
原動機付自転車 (種別割)	50cc以下		33,114	32,202	31,168	30,302	29,282	
	50cc超～90cc		1,178	1,124	1,122	1,080	1,030	
	90cc超～125cc		7,224	7,428	7,716	7,968	8,176	
	ミニカー		677	622	681	729	777	
	小計		42,193	41,376	40,687	40,079	39,265	
軽自動車 (種別割)	軽二輪車		7,931	7,955	8,136	8,244	8,453	
	軽三輪車		14	14	14	14	14	
	軽四輪車	乗用	営業用	107	83	92	74	80
		貨物	自家用	243,633	258,854	273,203	283,970	297,128
			営業用	1,083	1,193	1,334	1,519	1,779
			自家用	33,991	34,333	35,041	34,975	35,537
小計			286,759	302,432	317,820	328,796	342,991	
小型特殊 (種別割)	農耕用		271	298	300	307	319	
	その他		1,050	1,062	1,033	1,062	1,056	
	小計		1,321	1,360	1,333	1,369	1,375	
二輪の小型自動車(種別割)			10,482	10,650	10,950	11,064	11,556	
過年度分(種別割)			129	50	43	23	37	
環境性能割					3,526	12,470	15,189	
<b>合計</b>			<b>340,884</b>	<b>355,868</b>	<b>374,359</b>	<b>393,801</b>	<b>410,413</b>	

(2) 市たばこ税の推移(決算)

ア 令和3年度月別調定額等の推移

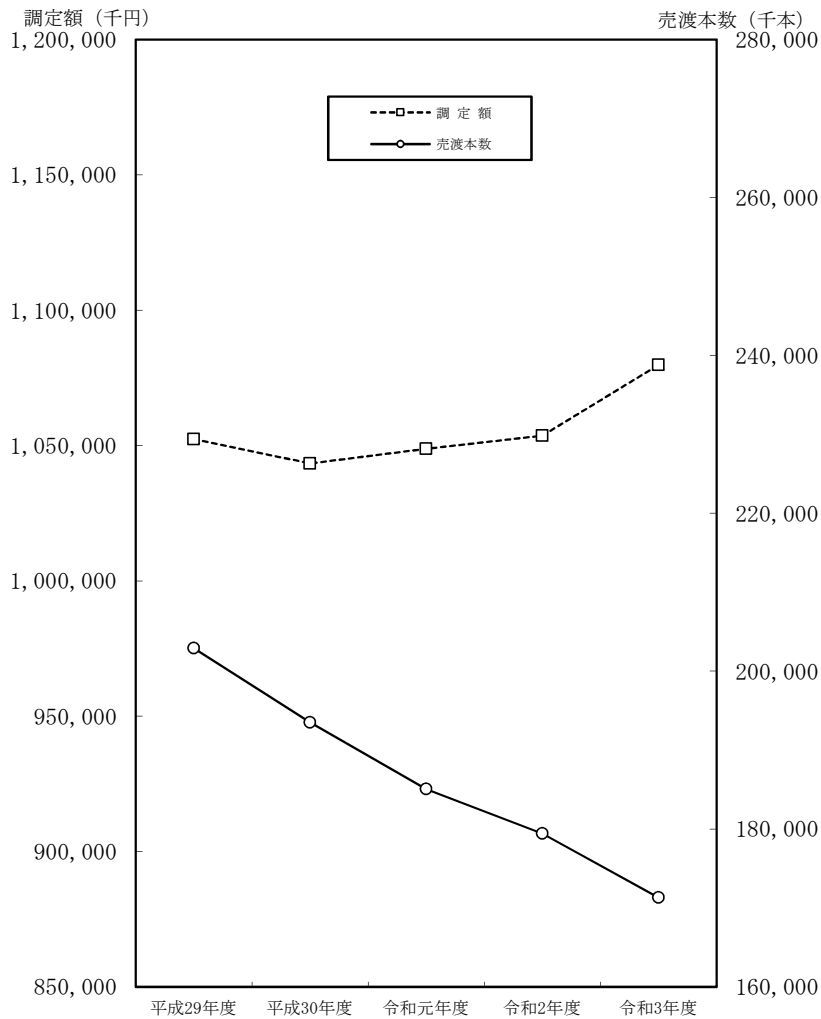
(単位：本、円、%)

区分 月別	売渡本数		調定額	
	本数	構成比	金額	構成比
4月	14,476,484	8.5	89,467,310	8.3
5月	14,299,309	8.3	87,540,369	8.1
6月	14,121,537	8.2	86,452,048	8.0
7月	14,554,537	8.5	89,102,875	8.3
8月	15,417,322	9.0	94,384,844	8.7
9月	14,646,500	8.6	89,665,872	8.3
10月	20,483,399	12.0	125,668,225	11.6
11月	10,148,219	5.9	67,774,080	6.3
12月	12,862,968	7.5	84,484,914	7.8
1月	14,864,939	8.7	97,474,952	9.0
2月	13,002,037	7.6	85,389,493	7.9
3月	12,421,588	7.3	82,393,609	7.6
<b>合計</b>	<b>171,298,839</b>	<b>100.0</b>	<b>1,079,798,591</b>	<b>100.0</b>

イ 売渡本数等の推移

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売 渡 本 数 (本)	202,880,543	193,470,950	185,041,888	179,406,031	171,298,839
調 定 額 (円)	1,052,360,915	1,043,398,505	1,048,815,000	1,053,693,272	1,079,798,591
一人当り本数 (本)	1,091	1,041	996	971	930
一人当り税額 (円)	5,658	5,613	5,645	5,701	5,863
年 度 末 人 口 (人)	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185

売渡本数等の推移



## 5. 納税

### (1) 納期前納付報奨金の推移

(単位：件、円)

年度	区分	市・府民税に係る報奨金		固定資産税に係る報奨金		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成19年度		11,163	9,383,300	34,768	30,705,700	45,931	40,089,000
平成20年度		11,090	9,200,200	34,635	31,000,900	45,725	40,201,100

※平成21年度から廃止

### (2) 督促手数料及び延滞金収入額の推移

(単位：件、円)

年度	区分	督促手数料		延滞金（府民税除く）	
		件 数	金 額	件 数	金 額
平成29年度		36,810	3,294,415	4,638	17,744,286
平成30年度		34,880	3,079,540	4,440	16,031,449
令和元年度		33,289	2,906,345	4,060	16,933,375
令和2年度		28,013	2,641,236	3,569	16,186,427
令和3年度		27,121	2,564,311	3,210	17,290,020

## (3) 口座振替利用状況の推移

区 分 年 度		市・府民税（普通徴収）			固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		
		税 額	振替件数	納税者数	税 額	振替件数	納税者数
平成 29 年度	調 定	3,213,710 <sup>千円</sup>	— <sup>件</sup>	28,859 <sup>人</sup>	11,087,123 <sup>千円</sup>	— <sup>件</sup>	64,048 <sup>人</sup>
	口座振替	813,656	11,249	4,140	3,869,270	61,534	24,970
	利用率%	25.3	—	14.3	34.9	—	39.0
平成 30 年度	調 定	2,837,590	—	25,100	11,020,370	—	64,399
	口座振替	775,643	9,277	3,477	3,886,474	61,603	24,966
	利用率%	27.3	—	13.9	35.3	—	38.8
令和 元 年度	調 定	2,744,865	—	25,346	11,280,095	—	64,912
	口座振替	622,005	9,108	3,415	4,036,870	61,578	24,909
	利用率%	22.7	—	13.5	35.8	—	38.4
令和 2 年度	調 定	2,795,240	—	24,507	11,338,629	—	65,464
	口座振替	670,947	9,404	3,454	4,073,136	61,946	24,948
	利用率%	24.0	—	14.1	35.9	—	38.1
令和 3 年度	調 定	2,710,079	—	23,873	11,013,512	—	65,485
	口座振替	627,809	8,989	3,364	4,035,227	62,234	24,834
	利用率%	23.2	—	14.1	36.6	—	37.9

(注) 調定は、決算時における税額、振替件数及び納税者数である。

軽自動車税			合計		
税額	振替件数	納税者数	税額	振替件数	納税者数
千円 340,884	件 —	人 62,174	千円 14,641,717	件 —	人 155,081
38,790	7,162	7,366	4,721,716	79,945	36,476
11.4	—	11.8	23.9	—	21.7
355,868	—	62,384	14,213,828	—	151,883
39,802	7,053	7,240	4,701,919	77,933	35,683
11.2	—	11.6	24.6	—	21.4
370,833	—	62,887	14,395,793	—	153,145
40,219	6,916	7,103	4,699,094	77,602	35,427
10.8	—	11.3	23.1	—	21.1
393,801	—	63,502	14,527,670	—	153,473
41,505	6,867	7,099	4,785,588	78,217	35,501
10.5	—	11.0	23.5	—	21.1
410,413	—	63,878	14,134,004	—	153,236
42,537	6,794	6,894	4,705,573	78,017	35,092
10.4	—	10.8	23.4	—	20.9

※利用率の合計欄は平均値とする。

## (4) 市税証明発行件数等の推移

(単位：件、円)

区分 年度	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成28年度	41,238	10,363,500	3,132	3,038,800	8,609	516,200	52,979	13,918,500
平成29年度	42,789	10,751,700	3,276	3,162,000	9,853	688,800	55,918	14,602,500
平成30年度	35,239	9,205,300	3,095	2,967,500	9,105	547,200	47,439	12,720,000
令和元年度	29,393	7,565,400	3,213	3,056,200	9,759	749,500	42,365	11,371,100
令和2年度	23,353	6,052,600	2,880	2,811,100	7,714	612,100	33,947	9,475,800
令和3年度	20,337	5,915,600	3,127	3,088,700	6,939	554,200	30,403	9,558,500

## 令和3年度 市税証明の月別収入状況

(単位：件、円)

区分 月別	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	1,222	360,000	468	527,000	737	48,600	2,427	935,600
5月	1,026	302,100	253	251,600	451	27,500	1,730	581,200
6月	3,800	1,083,400	261	249,500	509	43,600	4,570	1,376,500
7月	3,196	937,500	231	234,300	547	51,200	3,974	1,223,000
8月	1,825	534,400	223	210,600	496	30,300	2,544	775,300
9月	1,901	555,300	250	238,800	506	42,300	2,657	836,400
10月	1,844	539,500	232	212,600	552	70,400	2,628	822,500
11月	1,296	379,100	247	230,900	559	33,000	2,102	643,000
12月	890	258,600	256	242,100	528	54,800	1,674	555,500
1月	1,103	319,700	226	230,000	657	53,700	1,986	603,400
2月	1,066	308,700	217	212,500	655	49,200	1,938	570,400
3月	1,168	337,300	263	248,800	742	49,600	2,173	635,700
合計	20,337	5,915,600	3,127	3,088,700	6,939	554,200	30,403	9,558,500

## (5) 差押処分状況の推移

(単位：件、円)

年 度 差押財産		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話加入権	差 押 件 数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	0	0	0	0	0
	差 押 税 額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	0	0	0	0	0
不 動 産	差 押 件 数	89	128	73	63	101
	参加差押件数	67	64	25	24	30
	差 押 税 額	22,723,538	27,283,448	18,761,331	9,955,930	12,794,635
	参加差押税額	22,292,197	18,966,567	6,854,500	9,731,216	7,292,938
債 権	差 押 件 数	527	594	660	668	654
	参加差押件数	—	—	—	—	—
	差 押 税 額	114,991,751	126,394,061	120,859,064	109,065,622	73,421,031
	参加差押税額	—	—	—	—	—
そ の 他 財 産	差 押 件 数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	—	—	—	—	—
	差 押 税 額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	—	—	—	—	—
合 計	差 押 件 数	616	722	733	731	755
	参加差押件数	67	64	25	24	30
	差 押 税 額	137,715,289	153,677,509	139,620,395	119,021,552	86,215,666
	参加差押税額	22,292,197	18,966,567	6,854,500	9,731,216	7,292,938

## (6) 不納欠損処分状況の推移

(単位：件、円)

年度	税目	地方税法第18条該当分		地方税法第15条の7該当分		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成29年度	市民税	0	0	430	25,201,043	430	25,201,043
	固定資産税 都市計画税	0	0	223	13,829,118	223	13,829,118
	その他	0	0	509	1,598,085	509	1,598,085
	合計	0	0	1162	40,628,246	1162	40,628,246
平成30年度	市民税	0	0	356	20,808,388	356	20,808,388
	固定資産税 都市計画税	0	0	207	31,912,441	207	31,912,441
	その他	0	0	495	1,747,375	495	1,747,375
	合計	0	0	1058	54,468,204	1058	54,468,204
令和元年度	市民税	0	0	265	10,527,469	265	10,527,469
	固定資産税 都市計画税	0	0	178	14,270,143	178	14,270,143
	その他	0	0	494	1,643,060	494	1,643,060
	合計	0	0	937	26,440,672	937	26,440,672
令和2年度	市民税	0	0	303	13,433,651	303	13,433,651
	固定資産税 都市計画税	0	0	142	8,548,057	142	8,548,057
	その他	0	0	471	1,751,900	471	1,751,900
	合計	0	0	916	23,733,608	916	23,733,608
令和3年度	市民税	0	0	229	9,366,818	229	9,366,818
	固定資産税 都市計画税	0	0	121	10,254,847	121	10,254,847
	その他	0	0	257	1,201,180	257	1,201,180
	合計	0	0	607	20,822,845	607	20,822,845





## 6. 税制

### (1) 令和4年度和泉市税の税率

税目	区分	課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税	個 人	<p>○市内に住所を有する個人（均等割・所得割）</p> <p>○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）</p>		1 月 1 日
	法 人	<p>○市内に事務所や事業所を有する法人（均等割・法人税割）</p> <p>○市内に寮・保養所などを有する法人で、その市内に事務所、事業所を有しないもの（均等割）</p> <p>○市内に事務所や事業所などを有する法人でない社団等で、収益事業を行わないもの（均等割）</p> <p>（注）法人格のない社団または財団等で収益事業を行う場合は、均等割だけでなく法人税割も課税されます。</p>		
固 定 資 産 税		固定資産 土 地 家 屋 償却資産	固定資産の所有者	1 月 1 日

課税標準及び税率			申告期限	納期限																																
○均等割 市民税 3,500円・府民税 1,800円 ○所得割			○市府民税申告書 3月15日	○普通徴収 第1期 令和4年 6月30日 第2期 令和4年 8月31日 第3期 令和4年10月31日 第4期 令和4年12月26日																																
課税総所得金額	市民税	府民税	○給与支払報告書 1月31日 ○公的年金支払報告書 1月31日 ○異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	○特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 徴収の翌月10日																																
一律	6%	4%																																		
合わせて10%																																				
○均等割 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th> <th>市内事務所等の従業員数</th> <th>(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		税率	「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,600千円	50人以下	492千円	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円	50人以下	492千円	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下の法人	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円	○中間申告 各事業年度開始の日以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 ○確定申告 各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	申告期限と同じ
区分		税率																																		
「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	(年額)																																		
50億円を超える法人	50人超	3,600千円																																		
	50人以下	492千円																																		
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円																																		
	50人以下	492千円																																		
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円																																		
	50人以下	192千円																																		
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円																																		
	50人以下	156千円																																		
1千万円以下の法人	50人超	144千円																																		
上記以外の法人等		60千円																																		
○法人税割 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年9月30日以前に開始する事業年度分</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>平成26年10月1日以後に開始する事業年度分</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日以後に開始する事業年度分</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table>				税率	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	14.7%	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	12.1%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	8.4%																										
	税率																																			
平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	14.7%																																			
平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	12.1%																																			
令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	8.4%																																			
○土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 ○償却資産 賦課期日における価格 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 10px;">1.4%</td> </tr> </table>			}	1.4%	○償却資産の申告 1月31日	第1期 令和4年5月31日 第2期 令和4年8月1日 第3期 令和4年9月30日 第4期 令和4年11月30日																														
}	1.4%																																			
○免税点 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">土地 30万円未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">家屋 20 "</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">償却資産 150 "</td> </tr> </table>			{	土地 30万円未満		家屋 20 "		償却資産 150 "																												
{	土地 30万円未満																																			
	家屋 20 "																																			
	償却資産 150 "																																			

税目	区分	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
軽自動車税（種別割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原動機付自転車</li> <li>○軽自動車</li> <li>○小型特殊自動車</li> <li>○二輪の小型自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原動機付自転車、</li> <li>軽自動車、</li> <li>小型特殊自動車及び、</li> <li>二輪の小型自動車の所有者</li> <li>（使用者）</li> </ul>	4 月 1 日
市 た ば こ 税	売渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
都 市 計 画 税	市街区区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1 月 1 日

課税標準及び税率		申告期限	納期限																																																																															
<p>○二輪車等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50 c c 以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50 c c 超90 c c 以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90 c c 超125 c c 以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪 (125 c c 超250 c c 以下)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪 (250 c c 超)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">車種区分</th> <th colspan="3">標準税率</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">旧税率</th> <th rowspan="2">新税率</th> <th rowspan="2">重課</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>5,200円</td> <td>3,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		税率	原動機付自転車	50 c c 以下	2,000円	50 c c 超90 c c 以下	2,000円	90 c c 超125 c c 以下	2,400円	ミニカー	3,700円	小型特殊自動車	農耕用	2,400円	その他	5,900円	軽二輪 (125 c c 超250 c c 以下)		3,600円	小型二輪 (250 c c 超)		6,000円	車種区分		標準税率			軽課			旧税率	新税率	重課	軽課			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	-	-	2,700円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	-	-	1,300円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	-	-	1,000円	<p>○取得申告 所有者等となった日から15日以内</p> <p>○廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内</p>	令和4年5月31日
車種区分		税率																																																																																
原動機付自転車	50 c c 以下	2,000円																																																																																
	50 c c 超90 c c 以下	2,000円																																																																																
	90 c c 超125 c c 以下	2,400円																																																																																
	ミニカー	3,700円																																																																																
小型特殊自動車	農耕用	2,400円																																																																																
	その他	5,900円																																																																																
軽二輪 (125 c c 超250 c c 以下)		3,600円																																																																																
小型二輪 (250 c c 超)		6,000円																																																																																
車種区分		標準税率			軽課																																																																													
		旧税率	新税率	重課	軽課																																																																													
					25%軽減	50%軽減	75%軽減																																																																											
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円																																																																											
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	-	-	2,700円																																																																										
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円																																																																										
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	-	-	1,300円																																																																										
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	-	-	1,000円																																																																										
売渡し本数1,000本につき6,552円		当月の販売分につき翌月末日までに申告納付																																																																																
原則として、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の0.3% 免税点 固定資産税が免税となるもの		固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同一																																																																																

(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）

税目		年度	昭和58年度	昭和59年度
		均等割(円)	1,500	同 左
市	個人	所得割	200万円以下 簡易税額表による	同 左
			200万円超 7%	
			230万円 "	8 "
			370万円 "	9 "
			570万円 "	10 "
			950万円 "	11 "
			1,900万円 "	12 "
			2,900万円 "	13 "
			4,900万円 "	14 "
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超	○資本等の金額50億円超
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 1,500,000</li> <li>{ " 50人以下 270,000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 3,600,000</li> <li>{ " 50人以下 480,000</li> </ul>
			○資本等の金額10億円超50億円以下	○資本等の金額10億円超50億円以下
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 1,000,000</li> <li>{ " 50人以下 270,000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 2,100,000</li> <li>{ " 50人以下 480,000</li> </ul>
			○資本等の金額1億円超10億円以下	○資本等の金額1億円超10億円以下
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 270,000</li> <li>{ " 50人以下 100,000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 480,000</li> <li>{ " 50人以下 180,000</li> </ul>
			○資本等の金額1千万円超1億円以下	○資本等の金額1千万円超1億円以下
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 100,000</li> <li>{ " 50人以下 80,000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 180,000</li> <li>{ " 50人以下 144,000</li> </ul>
			○資本等の金額1千万円以下	○資本等の金額1千万円以下
			従業者 50人超 80,000	従業者 50人超 144,000
			○上記以外 27,000	○上記以外 48,000
		法人税割	14.7%	同 左
固定資産税			1.4%	同 左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） （円）	○原付自転車	○軽自動車	50cc以下 700 二輪 2,200	○原付自転車 ○軽自動車
			90cc以下 1,100 三輪 2,850	50cc以下 1,000 二輪 2,400
	90cc超 1,450 四輪以上		90cc以下 1,200 三輪 3,100	
	○小型・特殊 乗用		90cc超 1,600 四輪以上	
	農耕作業用 1,450 営業用 5,200		○小型・特殊 乗用	
	その他 4,300 自家用 6,500		農耕作業用 1,600 営業用 5,500	
	○二輪の小型 3,650 貨物用		その他 4,700 自家用 7,200	
			○二輪の小型 4,000 貨物用	
			営業用 2,900	
			自家用 3,650	
			自家用 4,000	
市たばこ税			18.1%	同 左
電気税			5%	同 左
ガス税			2%	同 左
特別土地保有税		保有分	1.4%	同 左
		取得分	3%	
都市計画税			0.3%	同 左

昭和60年度		昭和61・62年度	
2,000		同	左
400万円以下	簡易税額表による	20万円以下	2.5%
400万円超	9%	20万円超	3 "
570万円 "	10 "	45万円 "	4 "
950万円 "	11 "	70万円 "	5 "
1,900万円 "	12 "	95万円 "	6 "
2,900万円 "	13 "	120万円 "	7 "
4,900万円 "	14 "	220万円 "	8 "
		370万円 "	9 "
		570万円 "	10 "
		950万円 "	11 "
		1,900万円 "	12 "
		2,900万円 "	13 "
		4,900万円 "	14 "
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
○原付自転車	○軽自動車		
50cc以下 1,000	二輪 2,400		
90cc以下 1,200	三輪 3,100		
90cc超 1,600	四輪以上		
ミニカー 2,500	乗用	同	左
○小型・特殊	営業用 5,500		
農耕作業用 1,600	自家用 7,200		
その他 4,700	貨物用		
○二輪の小型 4,000	営業用 3,000		
	自家用 4,000		
従価割 14.3%		従価割 14.3%	
従量割 1,000本につき350円		従量割 1,000本につき350円(S61.4.30迄)	
		従量割 1,000本につき640円(S61.5.1以降)	
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左
同	左	同	左

税目		年度		昭和63年度		平成元年度	
		均等割(円)		2,000		同 左	
市	個人	所得割	60万円以下	3%	120万円以下	3%	
			60万円超	5 "	120万円超	8 "	
民	個人	均等割(円)	130万円 "	7 "	500万円 "	11 "	
			260万円 "	8 "			
民	法人	均等割(円)	460万円 "	10 "			
			950万円 "	11 "			
民	法人	均等割(円)	1,900万円 "	12 "			
			○資本等の金額50億円超				
民	法人	均等割(円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 3,600,000</li> <li>{ " 50人以下 480,000</li> </ul>				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 2,100,000</li> <li>{ " 50人以下 480,000</li> </ul>				
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額1億円超10億円以下				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 480,000</li> <li>{ " 50人以下 180,000</li> </ul>		同	左	
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額1千万円超1億円以下				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 180,000</li> <li>{ " 50人以下 144,000</li> </ul>				
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額1千万円以下				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 従業者 50人超 144,000</li> <li>{ " 50人以下 48,000</li> </ul>				
民	法人	均等割(円)	○上記以外	48,000			
			○上記以外	48,000			
		法人税割	14.7%		同	左	
		固定資産税	1.4%		同	左	
		軽自動車税 (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原付自転車</li> <li>50cc以下 1,000</li> <li>90cc以下 1,200</li> <li>90cc超 1,600</li> <li>ミニカー 2,500</li> <li>○小型・特殊</li> <li>農耕作業用 1,600</li> <li>その他 4,700</li> <li>○二輪の小型 4,000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽自動車</li> <li>二輪 2,400</li> <li>三輪 3,100</li> <li>四輪以上</li> <li>乗用</li> <li>営業用 5,500</li> <li>自家用 7,200</li> <li>貨物用</li> <li>営業用 3,000</li> <li>自家用 4,000</li> </ul>	同	左	
		市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>従価割 14.3%</li> <li>従量割 1,000本につき640円</li> </ul>	1,000本につき1,997円	旧3級品は1,000本につき948円		
		電気税	5%		廃	止	
		ガス税	2%		廃	止	
		特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有分 1.4%</li> <li>取得分 3%</li> </ul>	同	左		
		都市計画税	0.3%		同	左	



平成2年度	平成3・4・5年度	平成6年度
同 左	同 左	同 左
同 左	160万円以下 3% 160万円超 8" 550万円" 11"	同 左
同 左	同 左	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,600,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000 ○資本等の金額10億円超 従業者 50人以下 492,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 " 50人以下 192,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 " 50人以下 156,000 ○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 60,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
—	—	—
—	—	—
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

税目		年度	平成7年度	平成8年度	平成9・10年度
		均等割(円)	2,000	2,500	同 左
市	個人	所得割	200万円以下 3%	同 左	200万円以下 3%
			200万円超 8 "		200万円超 8 "
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,600,000	同 左	同 左
			○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000		
民	個人	均等割(円)	○資本等の金額10億円超 従業者 50人以下 492,000	同 左	同 左
			○資本等の金額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 " 50人以下 192,000		
民	法人	均等割(円)	○資本等の金額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 " 50人以下 156,000	同 左	同 左
			○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000		
民	個人	均等割(円)	○上記以外 60,000	同 左	同 左
			○資本等の金額1千万円以下 従業者 50人超 144,000		
法人税割			14.7%	同 左	同 左
固定資産税			1.4%	同 左	同 左
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)			○原付自転車 ○軽自動車 50cc以下 1,000 二輪 2,400 90cc以下 1,200 三輪 3,100 90cc超 1,600 四輪以上 ミニカー 2,500 乗用 ○小型・特殊 営業用 5,500 農耕作業用 1,600 自家用 7,200 その他 4,700 貨物用 ○二輪の小型 4,000 営業用 3,000 自家用 4,000	同 左	同 左
市たばこ税			1,000本につき1,997円 旧3級品は1,000本につき948円	同 左	1,000本につき2,434円 旧3級品は1,000本につき1,155円
電気税			—	—	—
ガス税			—	—	—
特別土地保有税			保有分 1.4% 取得分 3%	同 左	同 左
都市計画税			0.3%	同 左	同 左

平成11・12・13・14年度	平成15年度	平成16・17年度	平成18年度
同 左	同 左	3,000	同 左
200万円以下 3% 200万円超 8" 700万円" 10"	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
1,000本につき2,668円 旧3級品は1,000本につき1,266円	1,000本につき2,977円 旧3級品は1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき3,298円 旧3級品は1,000本につき1,564円
—	—	—	—
—	—	—	—
同 左	課 税 停 止	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

税目		年度	平成19・20・21年度	平成22・23・24年度	平成25年度
市	個人	均等割(円)	3,000	同 左	100
		所得割	一律 6%	同 左	一律 5.85%
	法人	均等割(円)	○資本金等の額50億円超 従業者 50人超 3,600,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者 50人超 2,100,000 ○資本金等の額10億円超 従業者 50人以下 492,000 ○資本金等の額1億円超10億円以下 { 従業者 50人超 480,000 " 50人以下 192,000 ○資本金等の額1千万円超1億円以下 { 従業者 50人超 180,000 " 50人以下 156,000 ○資本金等の額1千万円以下 従業者 50人超 144,000 ○上記以外 60,000	同 左	同 左
		法人税割	14.7%	同 左	同 左
		固定資産税	1.4%	同 左	同 左
市民税	軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)	○原付自転車 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○小型・特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型 4,000 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 四輪以上 乗用 5,500 営業用 7,200 貨物用 営業用 3,000 自家用 4,000	同 左	同 左	
	市たばこ税	1,000本につき3,298円 旧3級品は1,000本につき1,564円	1,000本につき4,618円 旧3級品は1,000本につき2,190円	1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき2,495円	
電気税	—	—	—		
ガス税	—	—	—		
特別土地保有税	課 税 停 止	同 左	同 左		
都市計画税	0.3%	同 左	同 左		

平成26年度	平成27年度	
3,500	同	左
一律 6%	同	左
同 左	同	左
同 左	14.7% (H26.10.1以後に開始する事業年度分から12.1%)	
同 左	同	左
同 左	同	左
同 左	同	左
—	—	—
—	—	—
同 左	同	左
同 左	同	左

税目		年度	平成28年度	平成29年度
市	均等割		3,500円	同左
	個人所得割		一律 6%	同 左
民	法人均等割	区分	税率	同 左
		「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数	
50億円を超える法人	50人超	3,600千円		
	50人以下	492千円		
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円		
	50人以下	492千円		
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円		
	50人以下	192千円		
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円		
	50人以下	156千円		
1千万円以下の法人	50人超	144千円		
	上記以外の法人等	60千円		
	法人税割		12.1%	同 左
固定資産税			1.4%	同 左
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税)	○原動機付自転車			同 左
	50cc以下	2,000円		
	50cc超 90cc以下	2,000円		
	90cc超 125cc以下	2,400円		
	ミニカー	3,700円		
	○軽自動車			
		旧税率 新税率 重課 軽課(75%・50%・25%)		
	三輪	3,100円 3,900円 4,600円 1,000円・2,000円・3,000円		
	四輪乗用営業用	5,500円 6,900円 8,200円 1,800円・3,500円・5,200円		
	〃 自家用	7,200円 10,800円 12,900円 2,700円・5,400円・8,100円		
四輪貨物営業用	3,000円 3,800円 4,500円 1,000円・1,900円・2,900円			
〃 自家用	4,000円 5,000円 6,000円 1,300円・2,500円・3,800円			
小型特殊自動車				
農 耕 用	2,400円			
そ の 他	5,900円			
○二輪(250cc以下)		3,600円		
○二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円		
市たばこ税		1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき2,925円	1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき3,355円	
電 気 税		-	-	
ガ ス 税		-	-	
特別土地保有税		課税停止	同 左	
都市計画税		0.3%	同 左	

平成30年度	令和元年度
同左	同左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	12.1% (R1. 10. 1以後に開始する事業年度分から8. 4%)
同 左	同 左
同 左	同 左
1, 000本につき5, 262円(9. 30迄), 5, 692円(10. 1以降) 旧3級品は1, 000本につき4, 000円	1, 000本につき5, 692円 旧3級品は1, 000本につき4, 000円(9. 30迄)、5, 692円(10. 1以降)
-	-
-	-
同 左	同 左
同 左	同 左

年度		令和2年度																																			
税目	均等割	3,500円																																			
	個人所得割	一律 6%																																			
市民税	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</td> <td>市内事務所等の従業員数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税率 (年額)	「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数				50億円を超える法人	50人超	3,600千円	50人以下	492千円	10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円	50人以下	492千円	1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下の法人	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円
	区分		税率 (年額)																																		
「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内事務所等の従業員数																																				
50億円を超える法人	50人超	3,600千円																																			
	50人以下	492千円																																			
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100千円																																			
	50人以下	492千円																																			
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480千円																																			
	50人以下	192千円																																			
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180千円																																			
	50人以下	156千円																																			
1千万円以下の法人	50人超	144千円																																			
上記以外の法人等		60千円																																			
法人税割	8.4%																																				
固定資産税	1.4%																																				
軽自動車税(種別割) (令和元年度以前の分については軽自動車税)	<p>○原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>50cc超 90cc以下 2,000円</p> <p>90cc超 125cc以下 2,400円</p> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>○軽自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧税率</th> <th>新税率</th> <th>重課</th> <th>軽課(75%・50%・25%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円・2,000円・3,000円</td> </tr> <tr> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円・3,500円・5,200円</td> </tr> <tr> <td>〃 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円・5,400円・8,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円・1,900円・2,900円</td> </tr> <tr> <td>〃 自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円・2,500円・3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>小型特殊自動車</p> <p>農耕用 2,400円</p> <p>その他 5,900円</p> <p>○二輪(250cc以下) 3,600円</p> <p>○二輪の小型自動車(250cc超) 6,000円</p>			旧税率	新税率	重課	軽課(75%・50%・25%)	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円・2,000円・3,000円	四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円・3,500円・5,200円	〃 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円・5,400円・8,100円	四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円・1,900円・2,900円	〃 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円・2,500円・3,800円					
	旧税率	新税率	重課	軽課(75%・50%・25%)																																	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円・2,000円・3,000円																																	
四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円・3,500円・5,200円																																	
〃 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円・5,400円・8,100円																																	
四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円・1,900円・2,900円																																	
〃 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円・2,500円・3,800円																																	
市たばこ税	1,000本につき5,692円(9.30迄), 6,122円(10.1以降)																																				
電気税	-																																				
ガス税	-																																				
特別土地保有税	課税停止																																				
都市計画税	0.3%																																				



令和3年度	令和4年度
同左	同左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ○軽自動車 旧税率 新税率 重課 軽課(75%・50%・25%) 三輪 3,100円 3,900円 4,600円 1,000円・2,000円・3,000円 四輪乗用営業用 5,500円 6,900円 8,200円 1,800円・3,500円・5,200円 " 自家用 7,200円 10,800円 12,900円 2,700円・ - 円・ - 円 四輪貨物営業用 3,000円 3,800円 4,500円 1,000円・ - 円・ - 円 " 自家用 4,000円 5,000円 6,000円 1,300円・ - 円・ - 円 小型特殊自動車 農 耕 用 2,400円 そ の 他 5,900円 ○二輪 (250cc以下) 3,600円 ○二輪の小型自動車 (250cc超) 6,000円
1,000本につき6,122円(9.30迄), 6,552円(10.1以降)	1,000本につき6,552円
-	-
-	-
同 左	同 左
同 左	同 左

(3) 市町村税の税率等の推移

ア 市町村民税

(ア) 個人

項目	年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
基礎控除		所得税に同じ				
配偶者控除						
扶養控除		所得税に同じ				
税率		均等割 400円～800円  所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%  (2) 第二課税方式 制限税率 10%  (3) 第三課税方式 制限税率 20%  ただし、昭和25年度に限り(1)方式のみしかとれない。	均等割 300円～700円  所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%  (2) 第二課税方式 本文 }  (3) 第二課税方式 但書 } 制限税率 10%  (4) 第三課税方式 本文 }  (5) 第三課税方式 但書 } 制限税率 20%	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の10%  (2) 第二課税方式 制限税率 10%  (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 200円～600円  所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の7.50%  (2) 第二課税方式 本文 }  (3) 第二課税方式 但書 } 制限税率 7.50%  (4) 第三課税方式 本文 }  (5) 第三課税方式 但書 } 制限税率 15%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%  (2) 以下左に同じ

昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率法定</p> <p>3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7" 15万円 " 4.5" 30万円 " 5.2" 50万円 " 6.0" 80万円 " 6.7" 120万円 " 7.5" 200万円 " 8.2" 300万円 " 9.0"</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率法定</p> <p>3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7" 7万円 " 5.0" 12万円 " 6.4" 20万円 " 8.1" 35万円 " 10.0" 50万円 " 12.3" 80万円 " 15.0" 120万円 " 18.3" 160万円 " 22.5"</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0" 8万円 " 3.1" 15万円 " 3.5" 20万円 " 4.1" 30万円 " 4.4" 50万円 " 5.4" 80万円 " 5.5" 100万円 " 6.3" 120万円 " 6.5" 150万円 " 7.2" 200万円 " 7.4" 250万円 " 8.1" 300万円 " 8.3" 400万円 " 9.1" 500万円 " 9.2"</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5" 7万円 " 3.8" 13万円 " 4.3" 17万円 " 5.2" 25万円 " 5.8" 40万円 " 7.5" 60万円 " 7.9" 75万円 " 9.5" 90万円 " 10.0" 110万円 " 11.8" 140万円 " 12.3" 170万円 " 14.5" 200万円 " 15.1" 250万円 " 17.8" 300万円 " 18.5" 350万円 " 21.7"</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4" 50万円 " 5" 100万円 " 6" 150万円 " 7" 250万円 " 8" 400万円 " 9" 600万円 " 10"</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4" 20万円 " 5" 40万円 " 6" 60万円 " 7" 80万円 " 8" 110万円 " 9" 140万円 " 11" 180万円 " 13" 270万円 " 16" 380万円 " 20" 580万円 " 24"</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ</p>

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和42年度	
基礎控除		9万円			10万円		
配偶者控除					(新設) 8万円		
扶養控除		1人目7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合1人 目5万円		前年の合計所得金額 が5万円を超える 配偶者がある場合 1人目 6万円	扶養控除1人4万円 控除対象配偶者がな い場合1人目7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人4万円 控除対象配偶者がな い場合 1人目 7万円	
税 率		所得割 (1) 本文方式 } 準 } 提 (2) 但書方式 } 税 } 率  10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4" 50万円 " 5" 100万円 " 6" 150万円 " 7" 250万円 " 8" 400万円 " 9" 600万円 " 10" 1,000万円 " 11" 2,000万円 " 12" 3,000万円 " 13" 5,000万円 " 14"	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4" 70万円 " 5" 以下左に同じ	所得割の不均衡是正 1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止)  (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に 同じ)  (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍の 率)  2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額控 除の最低限の法定  3 上記1、2による 減収については市町 村民税臨時減税補て ん債により元利とも 補てんすることとさ れた。	所得割  退職所得について は、42年1月1日か ら現年分離課税額 は、当分の間算出税 額の90%		

昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が不在 の場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が不在 の場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者が不在場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在場合 1人目 12万円
		所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0%  (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の 課税短期譲渡所得金額に対する 税額の110%相当額		

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
基礎控除		16万円	18万円	19万円	
配偶者控除		15万円	18万円	19万円	
扶養控除		扶養親族1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 6万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4" 80万円 " 5" 110万円 " 6" 150万円 " 7" 250万円 " 8" 400万円 " 9" 600万円 " 10" 1,000万円 " 11" 2,000万円 " 12" 3,000万円 " 13" 5,000万円 " 14"	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の110% 相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率  長期譲渡所得のうち特定 市街化区域内農地等の譲渡 所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得 税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	

昭和52年度	昭和54年度
20万円	21万円
20万円	21万円
扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得 (52～56年度)</p> <p>(f) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4%</p> <p>(g) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (52～54年度)</p> <p>(f) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(g) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	

(注) 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和55年度
基礎控除		22万円
配偶者控除		22万円
扶養控除		扶養親族1人 22万円 老人扶養親族1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族1人 26万円
税率		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,000円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,500円 (3) その他の市町村 年額 1,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600円 (2) 年額 2,000円 (3) 年額 1,400円 所得割 (1) 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得(55~57年度) イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額

(注) 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。



昭和56年度	昭和58年度
(新設) 老人控除対象配偶者 23万円	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円
	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族1人 25万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の金額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ウ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>イ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>ロ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>

- (注) 1. 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。  
2. 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
基礎控除		25万3千円	26万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円
扶養控除		扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円
税率		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,500円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3) その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,500円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3) その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円 を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期課税所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 イ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額 が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を 超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ロ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額 が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を 加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額 を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課 税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場 合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲 渡所得 (61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の5%に相当する金額との合計額

- (注) 1. 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除 について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。  
2. 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。  
3. 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

昭和63年度	平成元年度
28万円	
控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円  (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	
扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円	
所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度)	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元年度～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え (交換) の特別の適用を受けるものを除く。) イ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ロ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

(市町村民税「個人」つづき)

項目	平成2年度	
	昭和63年12月改正による	平成元年度改正による
基礎控除	30万円	
配偶者控除	控除対象配偶者 30万円 老人控除対象配偶者 35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 44万円 配偶者特別控除 30万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円
扶養控除	扶養親族 1人 30万円 老人扶養親族 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 44万円 同居老親等扶養親族 1人 42万円 (新設)特定扶養親族 1人 35万円 (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 49万円	老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円 (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円
税率	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (2) 資産合算課税制度の廃止	

平成3年度	平成4・5年度
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、その適用期間を平成10年度まで延長。 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得（平成4年度～9年度） 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得、平成4年度限りで廃止。なお、平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡については、5.8%で課税。 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成5年度から2.7%の税率が適用される特別控除後の譲渡益を4,000万円から6,000万円に引き上げる。 (ニ) 長期譲渡所得のうち、上記(イ)、(ロ)、(ハ)以外の譲渡所得（平成5年度～）	みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置を平成5年度限りで廃止。

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成6年度	平成7・8年度
基礎控除		31万円	33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 特定扶養親族 1人 41万円 老人扶養親族（障害者を含む） 1人 38万円 同居老親扶養親族（障害者を含む） 1人 45万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円
税 率		所得割 ○特別減税 所得割額の20%を減税。 （ただし、府民税と合わせて20万円が限度。） (f) 特別徴収 6月及び7月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を8月から翌年5月までの10ヶ月間で徴収。 (p) 普通徴収 第1期分で特別減税額を控除。	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11% (2) 特別減税 所得割額の15%を減税。 （ただし、府民税と合わせて2万円が限度。） (f) 特別徴収 6月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を7月から翌年5月までの11ヶ月間で徴収。 (p) 普通徴収 第1期分で特別減税額を控除。 (3) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 （平成8年度） (i) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 5.5% (p) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 6%

平成9年度	平成10年度
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%</p> <p>200万円を超える金額 8%</p> <p>700万円 " 12%</p> <p>(2) 特別減税の廃止</p> <p>(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 9%</p> <p>(4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率12%、その適用期間を平成15年度まで延長。</p> <p>(5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超え8,000万円以下の部分 5.5%</p> <p>(ハ) 課税長期譲渡所得金額のうち8,000万円を超える部分 6%</p> <p>(6) 土地等の譲渡に係る短期譲渡所得に対する税率 9%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 特別減税</p> <p>納税者.....17,000円</p> <p>扶養親族等1人につき..... 8,500円</p> <p>(イ) 特別徴収</p> <p>6月分の市・府民税を徴収しないで、特別減税額を控除したあとの年税額を7月から翌年5月までの11か月間で徴収。</p> <p>(ロ) 普通徴収</p> <p>第1期分で特別減税額を控除。第1期分で控除しきれない分は、第2期以降順次控除。</p> <p>(2) 土地建物等の長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 4%</p>

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成11年度	平成12年度
基礎控除			
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 61万円	
扶養控除		特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特別障害者控除 30万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率		所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 " 10% (2) 定率の税額控除 所得割額の15%を減税。 (ただし、府民税と合わせて4万円が限度。) (3) 土地等の譲渡等に係る事業所得等に対する課税の特例 11年度より3年間適用しない。 (4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する課税の特例 11年度より廃止。 (5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円以下の部分 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円を超える部分 5.5%	所得割 (1) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 4%



平成13年度	平成14・15年度
<p>(1) 所得割の非課税限度額の引上げ  低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（改正前31万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引上げ  合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円（改正前18万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。</p>	<p>(1) 所得割の非課税限度額の引上げ  低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（改正前32万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引上げ  合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に24万円（改正前19万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する個人の市民税の申告分離課税制度を創設する。  平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に、商品先物取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離して市民税100の4（府民税100分の2）の税率により申告を通じて課税する。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成16年度	平成17年度
基礎控除			
配偶者控除			配偶者特別控除 (配偶者の所得379,999円以下に対する上乗せ部分の 廃止)
扶養控除			
税 率		<p>(1) 所得割の非課税限度額の引下げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円(改正前36万円)を加算した金額)以下である者については、所得割を課さないこととした。</p> <p>(2) 均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円(改正前24万円)を加算した金額)以下である者については、均等割を課さないこととした。</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>(4) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>(1) 上場株式等以外の株式譲渡所得に対する税率 3.4%</p> <p>(2) 分離長期譲渡所得 (イ) 一般の長期譲渡所得に対する税率 3.4% (ロ) 優良住宅地等に係る長期譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 2.7% ② " 2,000万円を超える部分 3.4%</p> <p>(3) 分離短期譲渡所得 (イ) (ロ)以外の短期譲渡所得に対する税率 6% (ロ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に対する税率 3.4%</p> <p>(4) 生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止 均等割の納義務を負う夫と生計を共にし、かつ同じ市内に住所を有する妻に対して均等割を非課税とする措置が廃止された。但し、経過措置として平成17年度は2分の1が減額、平成18年度からは全額課税とされた。</p>

平成18年度	平成19年度																										
<p>(1) 65歳以上の人の非課税措置の廃止 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前の生まれで、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の人には、経過措置が講じられます。</p> <p>(2) 公的年金等控除額の見直し 平成17年度まで65歳以上の人の公的年金等に対しては最低140万円の控除がありましたが、この控除は平成18年度から最低120万円までに引き下げられました。</p> <p>(3) 老年者控除の廃止 平成17年度まで65歳以上で前年の合計所得金額が1000万円以下の人に老年者控除（48万円）が適用されていましたが、この控除が廃止されました。</p> <p>(4) 均等割および所得割が非課税となる所得限度額の引下げ ア、所得割の非課税限度額の引上げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については所得割を課さないことにした。 イ、均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないことにした。</p> <p>(5) 定率減税の見直し 平成17年度まで所得割額の15%相当額（4万円）が減税されていましたが、平成18年度から所得割7.5%の相当額（上限2万円）に減税額が引き下げられました。</p>	<p>(1) 税率を10%に統一（市民税6%、府民税4%） 市・府民税所得割の税率が3段階から一律10%に統一されました。</p> <p>(2) 定率減税の廃止</p> <p>(3) 老年者の市・府民税の非課税措置が廃止されましたが経過措置がとられています。 昭和15年1月2日以前生まれで、かつ合計所得金額が125万円以下の方は税額の3分の1を減額</p> <p>(4) 人的控除の差額が調整されます。 所得税と市・府民税の人的控除に差があるため、税源移譲による負担増を調整するため市・府民税所得割額から減額されます。</p> <p>(5) 分離課税等の税率割合の変更 総合課税を行わない分離課税に係る都道府県分と市町村分の税率割合を税源移譲後の割合に合わせ一部を除き、市民税：府民税＝3：2とされます。  <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(ア) 一般の譲渡の場合</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td>(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2000万円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">2.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2000万円超の部分</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">6000万円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">2.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">6000万円超の部分</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td>(エ) 短期譲渡所得に対する税率の計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国または地方公共団体以外に対する土地等の譲渡に対する税率</td> <td style="text-align: right;">5.4%</td> </tr> <tr> <td>(オ) 株式等に係る譲渡の場合</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td>(カ) 上場株式等を譲渡した場合</td> <td style="text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>(キ) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の場合</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> </table> </p> <p>(6) 配当控除の控除率の変更 株式の配当所得がある人の算出所得割から差し引く配当控除の控除率が変更されます。</p>	(ア) 一般の譲渡の場合	3%	(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合		2000万円以下の部分	2.4%	2000万円超の部分	3%	(ウ) 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合		6000万円以下の部分	2.4%	6000万円超の部分	3%	(エ) 短期譲渡所得に対する税率の計算		国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率	3%	国または地方公共団体以外に対する土地等の譲渡に対する税率	5.4%	(オ) 株式等に係る譲渡の場合	3%	(カ) 上場株式等を譲渡した場合	1.8%	(キ) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の場合	3%
(ア) 一般の譲渡の場合	3%																										
(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合																											
2000万円以下の部分	2.4%																										
2000万円超の部分	3%																										
(ウ) 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合																											
6000万円以下の部分	2.4%																										
6000万円超の部分	3%																										
(エ) 短期譲渡所得に対する税率の計算																											
国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率	3%																										
国または地方公共団体以外に対する土地等の譲渡に対する税率	5.4%																										
(オ) 株式等に係る譲渡の場合	3%																										
(カ) 上場株式等を譲渡した場合	1.8%																										
(キ) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の場合	3%																										

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成21年度	平成22年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>(1) 市民税・府民税の公的年金等からの特別徴収制度の導入 公的年金等にかかる市民税・府民税の納税義務者(均等割・所得割)のうち、平成21年4月1日現在において老齢基礎年金等の給付を受けている65歳以上の人を対象に10月支給分の公的年金等から特別徴収されます。</p> <p>(2) 市民税・府民税における寄附金税制の拡充 (イ) これまでの寄附金控除(基本控除)の見直し 市民税・府民税における寄附金控除の寄付金対象額が5千円超に引き下げられ、上限は総所得金額等の30%に引き上げられました。 (ロ) 地方公共団体に対する寄附金税制の拡充(ふるさと納税) 個人が地方公共団体に対し、年間で5千円を超える寄付をされた場合、上記(基礎控除)と、下記(特例控除)の合計額が市・府民税(所得割)から控除されます。</p> <p>(基礎控除) [寄附金 - 5千円] × 10% (特例控除) [寄附金 - 5千円] × [90% - 所得税の限界税率]</p> <p>※(特例控除)の額については、市・府民税(所得割)の1割が上限です。 ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※日本赤十字社・共同募金会に対する寄附金については上記の(基本控除)のみの適用で(特例控除)は適用されません。</p>	<p>(1) 平成22年度分市・府民税より、市・府民税住宅ローン控除申告書の提出が不要となります。 住宅ローン控除の算定については、事業所より提出される給与支払報告書または、確定申告書等により算出。</p> <p>(2) 上場株式等に係る配当・譲渡所得に対する軽減税率の延長 平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われる譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して、申告分離課税により課される個人・市・府民税所得割の税率については、3% (市民税1.8%、府民税1.2%) の軽減税率とする措置が平成23年12月31日まで延長されました。</p> <p>(3) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設 平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得の金額については申告分離課税を選択できる制度が創設されました。 この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択適用とすることとし、総合課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができますが、申告分離課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができません。 ※平成21年1月1日から23年12月31日まで 総合課税：市・府民税10% 所得税5~40% 分離課税：市・府民税3% (市民税1.8%、府民税1.2%) 所得税7%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算特例の創設 平成22年度分以後の個人市・府民税については、前年分の上場株式等の譲渡損失または前年以内3年の譲渡損失があるとき「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当所得との間で、損益通算ができる特例が創設されました。また、源泉徴収選択取選択を活用した方式については、平成22年1月1日から適用となります。</p>

平成24年度	平成25年度								
<p>(1) 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除廃止  (2) 年齢16歳以上19歳未満の控除上乗せ部分(12万円)が廃止、扶養控除の額が33万円に変更。</p>									
<p>(1) 同居の特別障害者に係る障害者控除の見直し  扶養親族が控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除か配偶者控除の額に23万円を加算する措置を、特別障害者控除に23万円を加算する措置に変更。</p> <p>(2) 公的年金等を受給されている方の確定申告の手続が変更  所得税法の一部が改正されたことにより、平成23年分の確定申告から、公的年金の収入の合計金額が400万円以下で、なおかつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告書の提出が不要。</p> <p>(3) 寄附金税額控除の拡充  平成23年1月1日以降に支出する寄附金について、寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄付でも税額控除の対象となります。  【基本控除】対象: 全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金、日本赤十字社大阪府支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認を得たもの。  計算方法: (寄附金-2千円)×10%  【特例控除(ふるさと納税)】対象: 全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金。  計算方法: (寄附金-2千円)×(90%-所得税の限界税率)  ※特例控除については、市・府民税(所得割)の1割が上限  ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。  ※寄附金控除対象限度額は、総所得金額等の合計額の30%です。</p> <p>(4) 分離所得に係る特例措置の延長  ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長  平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減措置(府民税1.2%市民税1.8%)の特例を2年延長。  ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長  平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%の軽減税率の特例を2年延長。  ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長  平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長。  ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長  ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日としました。</p>	<p>(1) 減税  平成25年度に限り、個人市民税平均5%の減税を実施。市民税均等割額を3,000円から100円とし、市民税所得割の税率は6%から5.85%に変更。</p> <p>(2) 生命保険料控除の見直し  平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障を内容とする保険について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれ適用限度額が28,000円、合計適用額が70,000円となります。  ※平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関しては、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額35,000円)が適用されます。</p> <p>・新契約にかかる生命保険料控除額の計算方法</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>年間支払保険料等12,000円まで</td> <td style="text-align: right;">支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>” 12,001円から32,000円まで</td> <td style="text-align: right;">支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>” 32,001円から56,000円まで</td> <td style="text-align: right;">支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>” 56,001円以上</td> <td style="text-align: right;">一律28,000円</td> </tr> </table>	年間支払保険料等12,000円まで	支払保険料等の全額	” 12,001円から32,000円まで	支払保険料等×1/2+6,000円	” 32,001円から56,000円まで	支払保険料等×1/4+14,000円	” 56,001円以上	一律28,000円
年間支払保険料等12,000円まで	支払保険料等の全額								
” 12,001円から32,000円まで	支払保険料等×1/2+6,000円								
” 32,001円から56,000円まで	支払保険料等×1/4+14,000円								
” 56,001円以上	一律28,000円								

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成26年度	平成27年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>(1) 市・府民税の均等割額の見直し 東日本大震災からの復興に関し自治体を実施する防災施策に必要な財源確保のための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税・府民税均等割額にそれぞれ500円が加算。</p> <p>(2) 公的年金所得者の寡婦（寡夫）控除の手續の簡素化 公的年金等に係る所得以外の所得（給与所得等）を有しなかった人で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、年金保険者に扶養控除申請書を提出（寡婦（寡夫）欄を記入）することにより、市・府民税申告書の提出が不要。</p> <p>(3) ふるさと寄附金税額控除（特例控除額）の見直し 平成25年から平成49年までの復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、所得税を課税標準とする復興特別所得額も軽減されることになります。これにより地方公共団体への寄附金（ふるさと寄附金）に係る市・府民税の税額控除（特例控除）について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税分（2.1%）に対応する率が調整されます。 ○改正後の特例控除額 ＝（寄附金額-2,000円）×（90%-（0～40%の所得税率×1.021））</p> <p>(4) 給与所得控除の見直し 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられた。</p>	<p>(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除） 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、居住日の適用期間が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長。市・府民税から控除される控除限度額は、以下のとおり。 ・居住年が平成26年3月31日までは、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円） ・居住年が平成26年4月1日から平成29年12月31日まで（注）は、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円） （注）住宅に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限る。</p> <p>(2) 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止 上場株式等の配当・譲渡所得の税率については、10%軽減税率（市民税1.8%、府民税1.2%、所得税7%）が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率である20%（市民税3%、府民税2%、所得税15%）が適用される。</p> <p>(3) 市・府民税配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の変更 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止にともない、市・府民税の配当割額・株式等譲渡所得割額控除額も変更。上場株式の配当・譲渡所得（源泉徴収がある特定口座）については所得税とあわせて市・府民税が源泉徴収されるが、市・府民税の税率は、平成25年12月31日までは3%、平成26年1月1日以降は5%となる。当該所得については、確定申告は不要であるが、納税者自身の選択により確定申告した場合は、翌年度の市・府民税から配当割額・株式等譲渡所得割額を税額控除する。</p>

平成28年度	平成29年度
<p>(1) ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ 地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の100分の20に相当する金額を限度とする。</p> <p>(2) 住宅ローン減税制度の適用期限の延長 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長（平成31年6月末）。</p> <p>(3) 森林環境税の創設 大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割額に300円を加算。</p>	<p>(1) 給与所得控除の見直し 給与収入 給与所得控除額（上限額） 1,200万円 230万円</p> <p>(2) 市民税・府民税申告書等のマイナンバーの記入 平成29年度市民税・府民税申告（平成28年分確定申告）から、申告書へのマイナンバーを記入</p> <p>(3) 金融所得課税の一体化等の見直し 特定公社債等の利子所得及び譲渡所得について、申告分離課税の選択を可能とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算との損益通算と繰越控除が可能となる。</p> <p>(4) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、申告書等を提出する際に、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要</p> <p>(5) 公的年金からの市・府民税の特別徴収制度の変更 平成29年4・6・8月（仮徴収税額）から、税制改正により「前年度年間市・府民税額の6分の1の額」に変更</p>

(市町村民税「個人」つづき)

項目	年度	平成30年度	令和元年度
基礎控除			
配偶者控除			<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲・控除額の見直し</li> <li>(1) 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が納税者自身の合計所得金額に応じて適用。</li> <li>(2) 配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に拡大。</li> </ul>
扶養控除			
税 率		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 給与所得控除の見直し 給与収入 給与所得控除額 (上限額) 1,000万円 220万円</li> <li>(2) 医療費控除の手続きの改正 医療費の領収書の添付が不要となり、医療費の明細書の作成及び添付が必要。医療費の領収書は申告期間から5年間、自身で保管が必要。</li> <li>(3) 医療費控除の特例の創設 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅借入金等特別控除の適用手続きの要件緩和</li> <li>令和元年度以後の市・府民税において、納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合にも、住宅ローン控除が適用されることとなる。</li> </ul>



令和2年度	令和3年度	
	合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超	基礎控除額 43万円 29万円 15万円 適用なし
	<p>(1) 給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う配偶者控除・配偶者特別控除の適用範囲の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限がそれぞれ38万円から48万円、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に拡大。</li> </ul> <p>(2) 配偶者控除・配偶者特別控除の重複控除の適用範囲の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用は、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととした。</li> <li>・配偶者控除を受けている場合、その配偶者が配偶者特別控除を適用できないこととした。</li> </ul>	
	<p>給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う扶養控除の適用範囲の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族の合計所得金額の上限が38万円から48万円に拡大。</li> </ul>	
<p>(1) 住宅借入金等特別控除の拡充 令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長。(10年間→13年間)</p> <p>(2) 寄付金控除の見直し 令和元年6月1日以後に指定対象外の団体に対して支出された寄付金はふるさと納税の対象外となる。市・府民税に係る寄付金控除の特例控除額部分是对象外であるが、所得税の所得控除及び市・府民税の基本控除額部分是对象となり控除される。</p> <p>(3) 森林環境税の延長 大阪府において府民税均等割に300円加算する措置が令和5年度まで延長。</p>	<p>(1) 調整控除の見直し 合計所得金額2,500万円を上限額とする。</p> <p>(2) 給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等に対する非課税措置の合計所得金額の上限が125万円から135万円に拡大。</li> <li>・家内労働特例が65万円から55万円に変更。</li> <li>・均等割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数+21万円から35万円×人数+21万円+10万円へ拡大。また、単身者は35万円から45万円へ拡大。</li> <li>・所得割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数+32万円から35万円×人数+32万円+10万円へ拡大。また、単身者は35万円から45万円へ拡大。</li> <li>・勤労学生控除の適用上限が、合計所得金額65万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下から、合計所得金額75万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下へ拡大。</li> </ul> <p>(3) 給与所得控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得控除を一律10万円引き下げることとした。</li> <li>・給与所得控除の給与等の適用上限を収入金額850万円に引き下げることとした。</li> </ul> <p>(4) 公的年金等控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等控除を一律10万円引き下げることとした。</li> <li>・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合一律10万円、2,000万円を超える場合一律20万円をさらに引き下げることとした。</li> <li>・公的年金等の金額が1,000万円を超える場合、195万5,000円を上限とする。</li> </ul> <p>(5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親控除が適用される。また、合計所得金額135万円以下の者を非課税対象者とする。</p> <p>(6) 寡婦(寡夫)控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親控除の新設に伴い、寡夫控除を廃止することとした。</li> <li>・子以外の扶養親族を持つ寡婦についても500万円以下の所得制限を設けた。</li> </ul> <p>(7) イベント中止に伴う入場料等の払戻請求権を放棄した方への寄付金控除 政府の自粛要請を受けて中止したイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した分は寄付金控除として適用される。ただし、文化庁・スポーツ庁のホームページに記載しているもので、20万円を上限とする。</p> <p>(8) 住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化 令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば特例措置(適用期間13年)が適用される。</p>	

令和4年度
<p>(1) 住宅借入金特別控除の特例の延長等 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間10年間→13年間へ拡充する特例措置の適用期限が令和4年12月31日まで1年間延長。</p> <p>(2) セルフメディケーション税制の適用期間延長 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除とする特例措置について、令和8年12月31日まで5年間延長。</p> <p>(3) 特定配当等及び特定株式等譲渡金額に係る申告手続きの簡素化 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加。</p> <p>(4) 退職所得課税の見直し 法人役員等以外の方で、勤続年数5年以下の方について、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税対象としていたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分については、2分の1ではなく全額を課税対象とする。</p>

(イ) 法人

項目	年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
税率		均等割 標準税率 (制限税率) 人口50万以 上の市 2,400円 (4,000円) 人口5万以 上50万未満 の市 1,800円 (3,000円) 上記以外の 市並びに 町村 1,200円 (2,000円)	法人税割 標準税率 15% 制限税率 16%	法人税割 標準税率 12.5%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9%	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率(制限税率) 1 資本の金額又は出資金 が1千万円を超える法人 及び保険業法に規定する 相互会社 年額4,000円(7,000円) 2 上記法人以外の法人等 年額2,400円(4,000円)

昭和45年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和52年度
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億 円を超え、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数 が100人超の法人 (2) 資本の金額又は出資金額が1億 円を超える法人で(1)以外のもの及 び資本の金額又は出資金額が1千 万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超え、かつ、市町村内に有する事 務所等の従業者の数の合計数が100人 超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人で(1)以外のもの及び資 本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)

昭和53年度	昭和56年度
<p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円（1,000,000円）</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 400,000円（560,000円）</p> <p>(3) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円（134,000円）</p> <p>(4) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円（40,000円）</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円（13,000円）</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円（1,000,000円）</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 400,000円（560,000円）</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円（134,000円）</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円（40,000円）</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円（13,000円）</p> <p>法人税割</p> <p>標準税率 12.3%</p> <p>制限税率 14.7%</p>

昭和58年度	昭和59年度
<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,200,000円（1,500,000円）</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 700,000円（1,000,000円）</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 160,000円（270,000円）</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 60,000円（100,000円）</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 48,000円（80,000円）</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000円（27,000円）</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>

(市町村民税「法人」つづき)

項目	年度	昭和60年度～平成5年度
税 率		<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 150,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 120,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>

	平成6年度	平成27年度～令和元年度
	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1%</p> <p>※新税率は平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から適用</p> <p>均等割 平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金に資本準備金を加えた額」を下回る場合は、「資本金に資本準備金を加えた額」をもとに判断する。</p>

令和2年度	令和3年度
法人税割 標準税率 6.0% 制限税率 8.4%  ※新税率は令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から適用	法人税割 標準税率 6.0% 制限税率 8.4%

イ 固定資産税

項目	昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和34年度	昭和39年度
税率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
その他	免税点 1万円	免税点 償却資産 3万円	免税点 償却資産 5万円	大規模償却資産 に対する特例及 び基準年度制度 が創設された。	免税点 償却資産 10万円  国有資産等所在 市町村交付金、 公社有資産所在 市町村納付金制 度が創設され た。	免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実 施に伴い土地につ いて税額の激変緩 和の暫定措置が講 じられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和39年度 ～ 昭和40年度) 土地 2万4千円

項目	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和48年度
その他	大規模償却資産 に対する課税制 度額の引上げ措 置が講じられ た。	(1) 新評価制 度の実施に 伴う土地の 新たな負担 調整措置が 講じられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産 に対する課税制 度額の引上げ措 置が講じられ た。	百分の1.7を超 える税率で課す 市町村は、一定 の場合を除き、 その旨を自治大 臣に届け出るこ ととされた。	評価替えに伴い 上昇率25倍以上 の宅地等につい て、税負担の 調整率が設けられ た。	市街化区域内 の農地につい て、税負担の 激変を緩和し つつ課税適正 化を図るため の措置が講じ られた。な お、昭和47年 度分に限り特 例措置が講じ られた。	(1) 住宅用地の課税 標準を価格の2分 の1の額とする特 例を設けるととも に、税負担の激変 緩和のための調整 措置を講じながら 昭和50年度から評 価額を基礎として 課税する措置が講 じられた。 (2) 三大都市圏の特 定の都市の市街化 区域内に所在する A農地及びB農地 について課税の適 正化を図るための 措置が講じられ た。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

項目	年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和54年度	昭和57年度
そ の 他		<p>(1) 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講じられた。</p> <p>(2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講じられた。</p> <p>(3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が1年据え置かれた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について課税の適正化を図るとともに、A、B農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。</p>

項目	年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
そ の 他		<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p>	<p>日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。</p>	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の処置が講じられた。</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講じられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p>



(固定資産税つづき)

年度 項目	平成3年度	平成6年度								
そ の 他	<p>(1) 宅地等 評価替に伴い、平成3年度から平成5年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。尚、住宅用地と法人所有に係る非住宅用地について、全面的に負担調整率が改正された。</p> <p>(2) 農 地 評価替に伴い、平成3年度から平成5年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。尚、次の改正が行われた。 ○長期営農継続農地制度は、平成3年度限りで廃止される。 ○平成4年度以降、生産緑地の指定を受けたものを除き、三大都市圏の特定市の全ての市街化区域内農地が宅地並課税となる。</p> <p>(4) 免税点の引き上げが行われた。 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>(1) 宅地等 ①評価替えに伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の6分の1に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については3分の1とする措置が講じられた。 ②評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成6年度～平成8年度）が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の上昇割合</th> <th>暫定特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8倍を超え、4倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4倍を超え、7.5倍以下のもの</td> <td>価格の2/3</td> </tr> <tr> <td>7.5倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置の拡充（価格の1/3とする。）が図られた。</p>	評価の上昇割合	暫定特例率	1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4	4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3	7.5倍を超えるもの	価格の1/2
評価の上昇割合	暫定特例率									
1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4									
4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3									
7.5倍を超えるもの	価格の1/2									

年度 項目	平成7年度・平成8年度								
そ の 他	<p>(1) 宅 地 等 ① 地価の下落に対応するため、平成6年度からの特例措置に加え、平成7年度と平成8年度の2年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上 昇 割 合</th> <th>臨 時 特 例 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4.8倍を超え、6倍以下のもの</td> <td>価格の3/5</td> </tr> <tr> <td>6倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成7年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地 宅地等と同様、暫定的な特別措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度・平成8年度）が講じられた。</p>	上 昇 割 合	臨 時 特 例 率	2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4	4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5	6倍を超えるもの	価格の1/2
上 昇 割 合	臨 時 特 例 率								
2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4								
4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5								
6倍を超えるもの	価格の1/2								

## (固定資産税つき)

年度	平成9年度～平成11年度	
項目	宅地(宅地比準土地)については、負担水準(今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合)の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
そ の 他	① 非住宅用地(住宅用地以外)及び宅地比準土地(市街化区域農地を除く)	
	負担水準	負担調整率
	0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
	0.6以上0.8以下	1.00(据置)
	0.45以上0.6未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)
	0.4以上0.6未満	1.025
	0.3以上0.4未満	1.05
	0.2以上0.3未満	1.075
	0.1以上0.2未満	1.1
	0.1未満	1.15
	② 小規模住宅用地	
	負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00(据置)	
0.55以上0.8未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)	
0.4以上0.8未満	1.025	
0.3以上0.4未満	1.05	
0.2以上0.3未満	1.075	
0.1以上0.2未満	1.1	
0.1未満	1.15	
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地		
負担水準	負担調整率	
0.8以上	1.00(据置)	
0.5以上0.8未満(かつ評価下落率が0.25以上のもの)	1.00(据置)	
0.4以上0.8未満	1.025	
0.3以上0.4未満	1.05	
0.2以上0.3未満	1.075	
0.1以上0.2未満	1.1	
0.1未満	1.15	

年度	平成12年度～平成13年度	
項目	宅地(宅地比準土地)については、負担水準(今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合)の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。	
そ の 他	① 非住宅用地(住宅用地以外)及び宅地比準土地(市街化区域農地を除く)	
	負担水準	負担調整率
	0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額
	0.6以上0.75以下	1.00(据置)
	0.45以上0.6未満(かつ評価下落率が0.12以上のもの)	1.00(据置)
	0.4以上0.6未満	1.025
	0.3以上0.4未満	1.05
	0.2以上0.3未満	1.075
	0.1以上0.2未満	1.1
	0.1未満	1.15
	② 小規模住宅用地	
	負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00(据置)	
0.55以上0.8未満(かつ評価下落率が0.12以上のもの)	1.00(据置)	
0.4以上0.8未満	1.025	
0.3以上0.4未満	1.05	
0.2以上0.3未満	1.075	
0.1以上0.2未満	1.1	
0.1未満	1.15	
③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地		
負担水準	負担調整率	
0.8以上	1.00(据置)	
0.5以上0.8未満(かつ評価下落率が0.12以上のもの)	1.00(据置)	
0.4以上0.8未満	1.025	
0.3以上0.4未満	1.05	
0.2以上0.3未満	1.075	
0.1以上0.2未満	1.1	
0.1未満	1.15	

年度	平成14年度																		
項目	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p>																		
そ の 他	<p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額を0.70まで引き下げた額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																	
	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額																	
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																	
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																	
	0.4以上0.6未満	1.025																	
	0.3以上0.4未満	1.05																	
	0.2以上0.3未満	1.075																	
	0.1以上0.2未満	1.1																	
	0.1未満	1.15																	
<p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		
<p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		

年度	平成15年度																		
項目	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p>																		
そ の 他	<p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額を0.70まで引き下げた額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																	
	0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額																	
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																	
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																	
	0.4以上0.6未満	1.025																	
	0.3以上0.4未満	1.05																	
	0.2以上0.3未満	1.075																	
	0.1以上0.2未満	1.1																	
	0.1未満	1.15																	
<p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		
<p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15			
負担水準	負担調整率																		
0.8以上	1.00（据置）																		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																		
0.4以上0.8未満	1.025																		
0.3以上0.4未満	1.05																		
0.2以上0.3未満	1.075																		
0.1以上0.2未満	1.1																		
0.1未満	1.15																		

年度 項目	平成16年度～平成17年度																																																		
そ の 他	<p>宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。</p> <p><b>又、制限税率（2.1%）が廃止された。</b></p> <p>① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70を超えるもの</td> <td>評価額に0.70を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>0.6以上0.70以下</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.6未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 小規模住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8以上</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）</td> <td>1.00（据置）</td> </tr> <tr> <td>0.4以上0.8未満</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額	0.6以上0.70以下	1.00（据置）	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.6未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15	負担水準	負担調整率	0.8以上	1.00（据置）	0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）	0.4以上0.8未満	1.025	0.3以上0.4未満	1.05	0.2以上0.3未満	1.075	0.1以上0.2未満	1.1	0.1未満	1.15
	負担水準	負担調整率																																																	
	0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額																																																	
	0.6以上0.70以下	1.00（据置）																																																	
	0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																	
	0.4以上0.6未満	1.025																																																	
	0.3以上0.4未満	1.05																																																	
	0.2以上0.3未満	1.075																																																	
	0.1以上0.2未満	1.1																																																	
	0.1未満	1.15																																																	
負担水準	負担調整率																																																		
0.8以上	1.00（据置）																																																		
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																		
0.4以上0.8未満	1.025																																																		
0.3以上0.4未満	1.05																																																		
0.2以上0.3未満	1.075																																																		
0.1以上0.2未満	1.1																																																		
0.1未満	1.15																																																		
負担水準	負担調整率																																																		
0.8以上	1.00（据置）																																																		
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）																																																		
0.4以上0.8未満	1.025																																																		
0.3以上0.4未満	1.05																																																		
0.2以上0.3未満	1.075																																																		
0.1以上0.2未満	1.1																																																		
0.1未満	1.15																																																		

項目	年度										
	平成18年度～平成23年度										
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3か年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上80%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	80%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上80%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額		
	負担水準	今年度の課税標準額									
	80%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】									
	20%以上80%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】									
	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額									
	<p>※負担水準・・・前年度課税標準額／(今年度評価額×住宅用地特例率)            ※住宅用地特例率・・・1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3            200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×20%」の額
	負担水準	今年度の課税標準額									
	70%超	「今年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】										
20%未満	「今年度評価額×20%」の額										
<p>※負担水準・・・前年度課税標準額／今年度評価額</p>											

項目	年度										
	平成24年度～平成25年度										
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3か年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p><b>※住宅用地の負担水準については、平成24年度に80%から90%に引き上げられました。</b></p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%以上90%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	90%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】	20%以上90%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額		
	負担水準	今年度の課税標準額									
	90%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】									
	20%以上90%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額となります。】									
	20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額									
	<p>※負担水準・・・前年度課税標準額／(今年度評価額×住宅用地特例率)            ※住宅用地特例率・・・1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3            200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「今年度評価額×20%」の額</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】	20%未満	「今年度評価額×20%」の額
	負担水準	今年度の課税標準額									
	70%超	「今年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】										
20%未満	「今年度評価額×20%」の額										
<p>※負担水準・・・前年度課税標準額／今年度評価額</p>											

年度 項目	平成26年度～令和2年度										
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p><b>※住宅用地の負担水準については、平成26年度に90%から100%に引き上げられ、①住宅用地および②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）共に課税標準額の算出内容が変更となっています。</b></p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】		
	負担水準	今年度の課税標準額									
	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額									
	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】									
	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】									
	<p>※負担水準…前年度課税標準額/（今年度評価額×住宅用地特例率）            ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3            200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】
	負担水準	今年度の課税標準額									
	70%超	「今年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】										
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】										
<p>※負担水準…前年度課税標準額/今年度評価額</p>											

年度 項目	令和3年度										
そ の 他	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p><b>※令和3年度に限り、①住宅用地においては、本来の課税標準額（今年度の価格に1/6又は1/3を乗じた額）が前年度の課税標準額を超える場合は、今年度の課税標準額を前年度の課税標準額と同額に据置く措置が講じられ、②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）においては、本来の課税標準額が前年度の課税標準額を超える場合は、今年度の課税標準額を前年度の課税標準額と同額に据置く措置が講じられています。</b></p>										
	<p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】		
	負担水準	今年度の課税標準額									
	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額									
	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】									
	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】									
	<p>※負担水準…前年度課税標準額/（今年度評価額×住宅用地特例率）            ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3            200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p>										
	<p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】
	負担水準	今年度の課税標準額									
	70%超	「今年度評価額×70%」の額									
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き										
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】										
20%未満	「前年度の課税標準額+今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】										
<p>※負担水準…前年度課税標準額/今年度評価額</p>											

年度	令和4年度																		
項目	<p>土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3カ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。</p> <p><b>※令和4年度に限り、景気回復を期すため、滝窪緩和の観点から、②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）において、負担水準が60%未満の場合、課税標準額を「前年度の課税標準額＋今年度評価額×2.5%（通常5%）」の額とする措置が講じられています。</b></p> <p>① 住宅用地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>「今年度評価額×住宅用地特例率」の額</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度課税標準額／(今年度評価額×住宅用地特例率)  ※住宅用地特例率…1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3  200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3</p> <p>② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>今年度の課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>「今年度評価額×70%」の額</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下</td> <td>前年度の課税標準額に据置き</td> </tr> <tr> <td>20%以上60%未満</td> <td>「前年度の課税標準額＋今年度評価額×<b>2.5%</b>」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>「前年度の課税標準額＋今年度評価額×<b>2.5%</b>」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担水準…前年度課税標準額／今年度評価額</p>	負担水準	今年度の課税標準額	100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額	20%以上100%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】	負担水準	今年度の課税標準額	70%超	「今年度評価額×70%」の額	60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き	20%以上60%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額× <b>2.5%</b> 」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】	20%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額× <b>2.5%</b> 」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】
負担水準	今年度の課税標準額																		
100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額																		
20%以上100%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】																		
20%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】																		
負担水準	今年度の課税標準額																		
70%超	「今年度評価額×70%」の額																		
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き																		
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額× <b>2.5%</b> 」の額 【ただし、「今年度評価額×60%」が上限となります。】																		
20%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額× <b>2.5%</b> 」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】																		
その他																			

ウ 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）

項目	年度	昭和25年度	昭和30年度	昭和36年度	昭和40年度	昭和51年度
税 率		自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc 1,000円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 営業用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc 超 年額 1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,200円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,300円 その他 年額 3,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円 制限税率 標準税率の1.2倍
		昭和29年度	昭和33年度			
		原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷 車税が自転車荷 車税に統合され た。	自転車荷車税 が廃止され、原 動機付自転車を 軽自動車及び二 輪の小型自動車 とあわせて軽自 動車税が創設さ れた。 二輪の 小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円			

エ 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

項目	年度	昭和29年度	昭和31年度	昭和33年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度
税 率		(創 設) 税 率 10/115	税 率 9%	税 率 11%	税 率 12%	税 率 13.4%	税 率 15%

項目	年度	平成元年度	平成9年度	平成11年度
税 率		名称が市町村たばこ税に変更された 平成元年4月1日以降の売渡し分 従量割 廃止 税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円	税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円



昭和54年度	昭和59年度	昭和60年度	平成27年度
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc 超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円           自家用 年額 6,500円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円           自家用 年額 3,650円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,450円           その他 年額 4,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む） 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,500円           自家用 年額 7,200円 貨物用 { 営業用 年額 3,000円           自家用 年額 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,600円           その他 年額 4,700円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下(ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 年額 2,500円</p>	<p>新税率</p> <p>平成27年度4月1日以降に新車登録した車両 軽三輪 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 6,900円           自家用 年額 10,800円 貨物用 { 営業用 年額 3,800円           自家用 年額 5,000円</p>

昭和42年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。  従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。

平成15年度	平成18年度	平成22年度	平成25年度
税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円

(注) 1. 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
2. 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

(軽自動車税つづき)

項目	年度	平成28年度									
税 率	○二輪車等	車種区分		税 率							
		原動機付自転車	50 c c 以下	2,000円							
			50 c c 超90 c c 以下	2,000円							
			90 c c 超125 c c 以下	2,400円							
			ミニカー	3,700円							
		小型特殊自動車	農耕用	2,400円							
			その他	5,900円							
		軽二輪 (125 c c 超250 c c 以下)		3,600円							
		小型二輪 (250 c c 超)		6,000円							
		○軽自動車	車種区分		標準税率			軽 課			
					旧税率	新税率	重 課	25%軽減	50%軽減	75%軽減	
			三 輪		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円	
			四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
					営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,900円	1,900円	1,000円	
				営業用	3,000円	3,800円	4,500円	3,800円	2,500円	1,300円	
	令和元年度										
	令和元年10月1日より、環境性能割が創設。それに伴い現行の軽自動車税を軽自動車税（種別割）に名称変更										
	令和4年度										
	○軽自動車		車種区分		標準税率			軽 課			
			旧税率	新税率	重 課	25%軽減	50%軽減	75%軽減			
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円			
四輪以上			乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	-	-	2,700円	
				営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円	
			貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	-	-	1,300円	
		営業用		3,000円	3,800円	4,500円	-	-	1,000円		

(市町村たばこ税つづき)

項目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税 率	紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円	紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円	紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 (9.30迄)	紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円 (10.1以降)	紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円	紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円(9.30迄)	紙巻たばこ等 1,000本につき 6,122円(10.1以降)	紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円(10.1以降)
	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 2,925円	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 3,355円	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 4,000円	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 4,000円	旧3級品の紙巻 たばこ 1,000本につき 4,000円(9.30迄) 5,692円(10.1以降)			

オ 電気税及びガス税（電気ガス税）

項目	年度	昭和25年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
税率等		税率 0.1	免税点制度が創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率（綿紡等） 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円

項目	年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
税率等		免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,100円	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5%（1月以降） 免税点 1,200円 2,000円（1月以降） 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4%（1月以降） 免税点 2,700円 4,000円（1月以降）

項目	年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和57年度	平成元年度
税率等		ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

(電気ガス税 つづき)

項目 \ 年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
税率等	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%	免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%

項目 \ 年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
税率等	電気税 軽減税率(毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税率 3%	電気税 軽減税率(メリヤス等) 2% ガス税 税率 3% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)	ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)

カ 都市計画税

項目	年度	昭和31年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和51年度
税 率 等		都市計画税が創設された。税率0.2%	税率の激変緩和の暫定措置が講じられた。	昭和41年度から昭和43年度までの新たな負担調整措置が講じられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講じられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講じられた。なお昭和47年度分に限り特例措置が講じられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講じられた。	昭和51年度から昭和53年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

昭和53年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
制限税率0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和57年度から昭和59年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和60年度から昭和62年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。	昭和63年度から平成2年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

(都市計画税 つづき)

項目	年度	平成3年度	平成6年度								
税率等		平成3年度から平成5年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	<p>(1) 宅 地 等</p> <p>① 評価替えに伴い小規模住宅用地 (200㎡以下) について、課税標準をその価格の3分の1に、また一般住宅用地 (200㎡を超える部分) については3分の2とする措置が講じられた。</p> <p>② 評価額 (住宅用地については、①の特例率を乗じた額) の上昇割合が1.8倍を超える土地 (宅地・宅地比準によるもの) については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置 (平成6年度～平成8年度) が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の上昇割合</th> <th>暫定特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8倍を超え、4倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4倍を超え、7.5倍以下のもの</td> <td>価格の2/3</td> </tr> <tr> <td>7.5倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 生産緑地の指定を受けた農地 評価替えに伴い平成6年度から平成8年度まで固定資産税の一般農地と同様の負担調整措置が講じられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置 (価格の2/3とする。) が講じられた。</p>	評価の上昇割合	暫定特例率	1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4	4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3	7.5倍を超えるもの	価格の1/2
評価の上昇割合	暫定特例率										
1.8倍を超え、4倍以下のもの	価格の3/4										
4倍を超え、7.5倍以下のもの	価格の2/3										
7.5倍を超えるもの	価格の1/2										

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成15年度								
<p>(1) 宅 地 等</p> <p>① 地価の下落に対応するため、平成6年度からの特例措置に加え、平成7年度と平成8年度の2年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上昇割合</th> <th>臨時特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td> <td>価格の3/4</td> </tr> <tr> <td>4.8倍を超え、6倍以下のもの</td> <td>価格の3/5</td> </tr> <tr> <td>6倍を超えるもの</td> <td>価格の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 新たな負担調整措置が講じられた。</p> <p>(2) 特定市街化区域農地 宅地等と同様、暫定的な特例措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置 (平成7年度・平成8年度) が講じられた。</p>	上昇割合	臨時特例率	2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4	4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5	6倍を超えるもの	価格の1/2	<p>(1) 宅 地 等</p> <p>地価の下落に対応するため、平成6年度、平成7年度に加え、新たな負担調整措置が講じられた。</p>	<p>固定資産税課税標準額の算定方法と同様の特例措置を講じ、その差額を減額する措置が講じられた。</p>	<p>固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。</p>
上昇割合	臨時特例率										
2.4倍を超え、4.8倍以下のもの	価格の3/4										
4.8倍を超え、6倍以下のもの	価格の3/5										
6倍を超えるもの	価格の1/2										

キ 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	昭和27年度	昭和32年度	昭和33年度	平成元年度
税率	税率 価 格 5%	課税標準を容積とすることができるとされた。	税率 価 格 4%	税率 価 格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

ク 特別土地保有税

年度 項目	昭和48年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
税率等	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 0.3%	(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。  (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	(1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。  (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成2年3月31日まで2年間に限り延長されるとともに昭和63年4月1日以後に取得される土地について免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては200㎡）に引き下げられた。 なお適用期間について、平成4年度の改正により、平成4年3月31日まで2年間延長され、更に平成4年度の改正により、平成5年3月31日までに延長された。

平成3年度	平成6年度	平成10年度	平成11年度	平成15年度
(1) 市街化区域内において、保有期間10年を超える土地（昭和57年4月1日以後に取得した土地）については、課税対象外とする措置が撤廃された。  (2) 三大都市圏の特定市において昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税について10年間に限り免税点（標準面積）が1,000㎡に引き下げられた。  (3) 遊休土地に対して課する特別土地保有税が創設された。課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として、都市計画決定された区域内の1000㎡以上の一団の土地。	三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の対象から平成6年1月1日以後に取得された土地を除く。	(1) 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予・納税義務の免除制度の創設。  (2) 地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正制度の創設。  (3) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて課税対象から除外する。  (4) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（標準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止し、本則による免税点を適用する。  (5) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）の経過措置を廃止する。	(1) 自己使用要件の廃止。（非課税土地・恒久的な建物等の用に供する土地）  (2) 徴収猶予中の土地を一定の住宅・宅地供給事業のために譲渡する場合に徴収猶予を継続する制度の創設。（2年間の時限措置）  (3) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間の延長措置を創設。	土地の保有及び平成15年1月1日以後の取得に対して課する特別土地保有税の課税措置が停止された。

令和4年度版

# 税 務 統 計

令和5年2月発行

編集兼  
発行

和泉市総務部税務室 市民税担当・資産税担当・納税担当

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号  
0725-41-1551（代表番号）

市民税担当 0725-99-8108（直通番号）

資産税担当 0725-99-8107（直通番号）

納税担当 0725-99-8109（直通番号）